

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

森 脇 俊 雅

- 一、はじめに
 - 二、議員定数再配分
 - (一) 議員定数配分方式の変遷
 - (二) リアポジションコメント・リボルーション
 - 三、選挙区再編成
 - (一) 選挙区再編成の手続き
 - (二) 選挙区再編成の基準
 - 四、選挙区再編成の実態
 - (一) 一九九〇年代の選挙区再編成
 - (二) ニューヨーク州連邦下院選挙区の事例
 - 五、地方議会選挙区の事例
 - (一) ニューヨーク州モンロー郡議会選挙区の事例
 - (二) ニューヨーク州ロチェスター市議会選挙区の事例
 - 六、民主政治と議員定数再配分・選挙区再編成
- アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

一、はじめに

一九九二年アメリカ連邦議会選挙、とりわけ下院選挙においてかつてない大きな変化が生じた。⁽¹⁾ 現職議員の引退や出馬辞退が相次いだ。再選を求めた現職議員は三六八人と戦後最低となり、そのうち四三人が選挙で敗北し、結果的に一一〇人の新人議員が誕生した。この数は全議席の約四分の一にあたり、一九四九年以来最大の交代となった。⁽²⁾ また、女性やマイノリティ議員の進出も目立った。女性議員数がそれまでの二八人から四八人に、黒人議員数が二六人から三九人に、そしてヒスパニック系議員数が一人から一七人に大幅に増加した。いずれもこれまででの最高を記録したのである。⁽³⁾

一九九二年議会選挙、とりわけ下院選挙でこのような変化が生じたひとつの大きな要因は、議員定数再配分と選挙区再編成によるものである。⁽⁴⁾ 一〇年ごとの国勢調査結果にともなう各州への議員定数の再配分とそれによる選挙区再編成は、選挙区境界の大幅な変更をもたらし、その結果、多数の現職議員が引退や落選に追い込まれた。一九九〇年から九二年にかけて全米五〇州中四三州で選挙区再編成が実施された。選挙区再編成は選挙区境界の変更、併合、分割を生じ、現職議員の選挙に重大な影響をおよぼしたのである。さらに、一九九〇年から九二年にかけての選挙区再編成では、マイノリティの政治的発言権の拡大がことに重視され、マイノリティ人口が多数になるような選挙区、つまりマジョリティ・マイノリティ選挙区づくりが推進された。そのことはマイノリティ議員の進出に顕著に貢献した。

議員定数再配分・選挙区再編成は議会選挙に重大な影響をおよぼすのみならず、大統領選挙に対する影響も明

白である。周知のように、アメリカ大統領選挙は候補者の得票数を競うのではなく、あらかじめ各州に割り当てられた大統領選挙人団の獲得数を競う。各州の選挙人団の数は、上院議員数と下院議員数の合計である。上院議員数は各州二名で一定であるが、下院議員数は人口比により配分される。すなわち、一〇年ごとの国勢調査にもとづく定数再配分により、各州に割り当てられる議員数は増減する。アメリカでは、二〇世紀初頭以降、南部と西部の人口が大幅に増加しているのに対し、北東部や中西部では人口が漸増ないし停滞にとどまっている。このことは南部と西部諸州の議員数の増加をもたらし、選挙人団の数の増加ともなっている。⁽⁵⁾ちなみに、一九一〇年に南部諸州は合計一〇四議席であったが、一九九〇年には一二五議席に、太平洋岸諸州はわずか一九議席にすぎなかったが、六九議席に増加している。その結果、いまや南部や西部諸州の動向が大統領選挙の帰趨を制するともいえるほどの重要性をもつようになった。実際に南部と西部での勝利が大統領選挙のカギともなっている。第二次大戦後、これまで一〇人の大統領が選ばれたが、四人目のジョンソン以降は、選挙の洗礼を受けなかったフオードを除いて、すべて南部ないし西部出身である。

このように、議会選挙、大統領選挙、ひいてはアメリカ政治に重大な影響をおよぼす議員定数再配分・選挙区再編成は、「一人一票」という民主政治の原則を実現しようとするものとして実施されるにいたった。一票の価値の平等を実現するために、定期的に人口変動に応じて議員定数を配分しなおし、選挙区画の再編成をすることにほかならない。このことは民主政治の根幹にある選挙の基本ルールの作成にかかわる。議員定数がどのように配分されるか、選挙区の境界がどうなるかは、候補者、政党、利益団体ならびに選挙民の重大な関心事である。それらの意向や意見をふまえて議員定数再配分・選挙区再編成を実施することは、多様な利害が対立しあい、し

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

三

ばしば紛糾する事態となる。ことに選挙区再編成をめぐる駆け引きとか交渉が繰り広げられる。一九九〇年―九二年にかけてアメリカの各州で紛糾が生じた。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成はアメリカ政治の動向を理解するうえで看過できない問題であるとともに、民主政治の根本ルールを制定する作業としてもその理解はきわめて重要である。本稿では議員定数配分方式の推移を記述し、つづいて選挙区再編成の基本的手続きを検討する。そして事例を中心にして選挙区再編成の実態を分析する。なお、州レベルで実施される連邦下院選挙区の再編成とともに、地方議会、ことに郡議会と市議会の選挙区再編成についても事例をあげてその手続きと実態を検討する。こうした検討と分析を通じてアメリカの議員定数再配分・選挙区再編成の現状と課題を指摘することが、本稿の主たる目的である。⁽⁶⁾ そのことは、日本における議員定数再配分・選挙区再編成のあり方を考えるうえで参考になるであろう。

二、議員定数再配分

(一) 議員定数配分方式の変遷

連邦下院議員の定数配分については、合衆国憲法第一条第二節第三項で次のように規定されている。すなわち、「下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される。各州の人口とは、自由人の総数をとり……それに自由人以外のすべての人数の五分の三を加えたものとする。実際の人口の算定は、合衆国議会の最初の開会から三ヶ年以内に、またその後、一〇年ごとに法律の規定に従って行なうものとする。下院議員の数は人口三〇、〇〇〇人に対して一人の割合を超えることができない。ただし、各州は少なくとも一

表一 連邦下院の議席数配分 (1789—1990年)

Constitu- tion (1789)	Year of Census																				
	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	
Ala.			1	3	5	7	7	6	8	8	9	9	10	9	9	9	8	7	7	7	
Alaska.																1	1	1	1	1	
Ariz.													1	1	2	2	3	4	5	6	
Ark.					1	1	2	3	4	5	6	7	7	7	7	6	4	4	4	4	
Calif.						2	2	3	4	6	7	8	11	20	23	30	38	43	45	52	
Colo.									1	1	2	3	4	4	4	4	4	5	6	6	
Conn.	5	7	7	7	6	6	4	4	4	4	4	5	5	6	6	6	6	6	6	6	
Del.	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
Fla.						1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	8	12	15	19	23	
Ga.	3	2	4	6	7	9	8	8	7	9	10	11	11	12	10	10	10	10	10	11	
Hawaii.											1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	
Idaho																2	2	2	2	2	
Ill.			1	1	3	7	9	14	19	20	22	25	27	27	26	25	24	24	22	20	
Ind.			1	3	7	10	11	11	13	13	13	13	13	12	11	11	11	11	10	10	
Iowa.						2	2	6	9	11	11	11	11	9	8	8	7	6	6	5	
Kan.									1	3	7	8	8	7	6	6	5	5	5	4	
Ky.		2	6	10	12	13	10	10	9	10	11	11	11	9	9	8	7	7	7	6	
La.				1	3	3	4	4	5	6	6	6	7	8	8	8	8	8	8	7	
Maine.				7	7	8	7	6	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2	
Md.	6	8	9	9	9	8	6	6	5	6	6	6	6	6	6	7	8	8	8	8	
Mass.	8	14	17	13	13	12	10	11	10	11	12	13	14	16	15	14	14	12	12	11	10
Mich.					1	3	4	6	9	11	12	12	13	17	17	18	19	19	18	16	
Minn.							2	2	3	5	7	9	10	9	9	9	8	8	8	8	
Miss.			1	1	2	4	5	5	6	7	7	8	8	7	6	5	5	5	5	5	
Mo.				1	2	5	7	9	13	14	15	16	16	13	13	11	10	10	9	9	
Mont.										1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
Neb.									1	1	3	6	6	6	5	4	4	3	3	3	
Nev.									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
N.H.	3	4	5	6	6	5	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
N.J.	4	5	6	6	6	6	5	5	5	7	7	8	10	12	14	14	14	15	14	13	
N.M.													1	1	2	2	2	2	3	3	
N.Y.	6	10	17	27	34	40	34	33	31	33	34	34	37	43	45	45	43	41	39	34	31
N.C.	5	10	12	13	13	13	9	8	7	8	9	9	10	10	11	12	12	11	11	11	12
N.D.										1	1	2	3	2	2	2	2	2	1	1	1
Ohio.			1	6	14	19	21	21	19	20	21	21	22	24	23	23	24	23	21	19	
Okla.													5	8	9	8	6	6	6	6	
Ore.							1	1	1	1	2	2	3	3	4	4	4	4	5	5	
Pa.	8	13	18	23	26	28	24	25	24	27	28	30	32	36	34	33	30	27	25	23	21
R.I.	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
S.C.	5	6	8	9	9	9	7	6	4	5	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
S.D.											2	2	2	3	2	2	2	2	1	1	
Tenn.		1	3	6	9	13	11	10	8	10	10	10	10	10	9	10	9	8	9	6	
Texas.						2	2	4	6	11	13	16	18	21	21	22	23	24	27	30	
Utah.											1	1	2	2	2	2	2	2	3	3	
Vt.		2	4	6	5	5	4	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	
Va.	10	19	22	23	22	21	15	13	11	9	10	10	10	10	9	9	10	10	10	11	
Wash.											1	2	3	5	6	6	7	7	8	9	
W.Va.									3	4	4	5	6	6	6	6	5	4	4	3	
Wis.						2	3	6	8	9	10	11	11	10	10	10	10	9	9	9	
Wyo.										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
Total	65	106	142	186	213	242	232	237	243	293	332	357	391	435	435	435	437	435	435	435	

五

出所 : Congressional Quarterly Inc. *Congressional Districts in the 1990s*, p. 5.

人の下院議員をもつこととする」である。この規定によれば、議員数は各州の人口に比例して配分すること、一〇年ごとに再配分すること、ただし各州は少なくとも一人の下院議員をもつことが明記されている。なお、選挙区をつくり方についてはここで規定されていない。しかし、憲法制定に影響を与えたジェームズ・マジンソン(James Madison)は、各市民はその隣人たちと平等な政治的単位とされるべきとすでに主張していた。⁽⁷⁾

合衆国憲法は制定当時下院を六五議席とし、一三州に次のように配分した。ニューハンプシャー州三議席、マサチューセッツ州八議席、ロードアイランド州一議席、コネティカット州五議席、ニューヨーク州六議席、ニュージャーシー州四議席、ペンシルベニア州八議席、デラウェア州一議席、メリーランド州六議席、バージニア州一〇議席、ノースカロライナ州五議席、サウスカロライナ州五議席およびジョージア州三議席である。この配分数は一七九三年まで続いた。六五議席とするまでには憲法制定会議でさまざまな議論がなされたが、下院を人口代表とする理念から、人口規模を基礎として決定された。⁽⁸⁾

一七九〇年に第一回の国勢調査が実施され、そして一七九二年四月に新しい議席配分法が成立した。それはトーマス・ジェファーンソン(Thomas Jefferson)の考案したジェファーンソン方式と呼ばれるもので、人口三三、〇〇〇人当たり一議席とする配分基数を定めるやり方である。⁽⁹⁾この方式では配分基数で各州人口を除いた商の整数部分が各州の配分議席数となり、小数部分は切り捨てられた。その後、四回の再配分がこの方式に基づいて実施された。しかし、小数部分を切り捨てるジェファーンソン方式は各州の選挙区人口に格差が生じて不平等になっていくとする批判が出された。そこで、一八四〇年国勢調査に基づく議席配分にさいしては、ジェファーンソン方式にかえて、小数部分を四捨五入することにより格差を縮小するダニエル・ウェブスター(Daniel Webster)の

工夫したウェブスター方式が採用された⁽¹⁰⁾。ウェブスター方式はジェファーソン方式よりも不平等が少ないとして歓迎されたが、一八五〇年国勢調査による議席再配分にさいしては、別の方式、オハイオ州選出のサミュエル・ヴィントン (Samuel Vinton) 下院議員の発案した方式が採用されることになった。⁽¹¹⁾

ヴィントン方式はあらかじめ議席総数を確定し、それで総人口を除いて配分基数を定める、次にこの配分基数で各州人口を除いた商の整数部分をまず議席数として配分する、つづいて残りの議席は商の小数部分の大きい順に追加していくやり方である。この方式でその後六回の議席再配分が行なわれた。議席総数固定方式では国勢調査で人口が増加した州は定数が増加し、人口が減少した州では定数が削減されることになる。そこで生じる対立や不満を配慮して、この間、再配分のつど議席総数は増加していった。その結果、一九〇〇年には三九一議席に達していた。しかし、議席増にもなう矛盾の存在がハーバード大学のザカリア・チャファイ (Zecharia Chafee) により指摘された。それは「アラバマのパラドックス」といわれるもので、一八八〇年国勢調査に基づく議席配分にさいして、議席総数を二九九とした場合にはアラバマ州には八議席配分されるが、議席総数を三〇〇とした場合には七議席の配分となるというものだった。つまり、議席総数が増加したのに配分議席数が減少するという事態である。このため、一八八〇年の国勢調査後の再配分では、パラドックスの生じない、そして議席減の州の出ない議席総数三二五となった。さらに、一九一〇年の国勢調査後の議席配分のさいに、やはりパラドックスが生じないそして議席減の州の出ない、現行の議席総数四三五となり、以後、これが確定した。このとき、コーネル大学のウォルター・ウィルコックス (Walter Willcox) が考案した新しい議席配分法が採用された。それは、まず当時の四八州に憲法上定められた一議席を割り当て、残り三八七議席を最大の分配基数を有する州に順次配

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

七

分する方式である。これは過半数剰余 (major fraction) 方式とも呼ばれ、その後、一九一〇年、一九三〇年、一九四〇年の議席再配分のさいに用いられた。⁽¹²⁾

一九二〇年の国勢調査に基づく議席再配分は紛糾を重ねた末、ついに実施されなかった。このときの国勢調査の結果、アメリカでは史上はじめて都市人口が農村人口を上回ることが明らかにされた。議席総数固定方式のもとでは、当然に農村州の議席減が不可避となった。農村部選出の議員たちは国勢調査の方法などに強い異議を申し立てた。ときのクリーリッジ政権の成立努力にもかかわらず、結局、議席配分法は成立しなかった。⁽¹³⁾

クリーリッジ大統領のあとをうけて、フーバー大統領は議席再配分を緊急課題とし、一九三〇年国勢調査を前に議席に議席配分法の成立を強く要請した。この要請をうけて、議会は各国勢調査実施に引き続いて、下院四三五議席の配分を定めるとする一九二九年法を議決した。同法では、大統領が国勢調査後に各州に配分される議員数を議会に提示する。議会が新たな再配分案を可決しないかぎり、大統領の提示した配分案が発効するという、いわば自動配分方式が定められた。一九三〇年国勢調査後、フーバー大統領は従来の過半数剰余方式による配分案と新たな方式としての均等比例式 (equal proportion) による配分案を議会に提示した。均等比例式とは、一九二一年にハーバード大学のエドワード・ハンティントン (Edward Huntington) が考案したもので、①まず各州に一議席を配分する、②次に各州人口を $\sqrt{n(n+1)}$ で除することにより、各州が残りの議席を得る優先リストを作成する (n は配分議席数)、③優先リストにしたがって四三五になるまで順次議席を割り当てる方式である。均等比例式はいずれの二州の平均選挙区人口の差も可能なかぎり縮めることをめざしたもので、数学的にも優れているとされた。⁽¹⁴⁾ なお、一九三〇年国勢調査に基づく議席配分では過半数剰余方式と均等比例式は結果的に

同一であり、議会は過半数剰余方式による配分案を受け入れた。

一九四〇年国勢調査に基づいて、一九四一年一月ルーズベルト大統領は同様に過半数剰余方式と均等比例式の両方式による配分案を議会に提示した。今回は、過半数剰余方式ではミシガン州が一議席増、アーカンソー州が一議席減となり、他方、均等比例式では両州とも変動なしとなった。議会は均等比例式による配分案を受け入れた。以降、均等比例式（ハンティントン方式）が採用されて現在に至っている。⁽¹⁵⁾

これまで述べてきたように、一九二九年法により自動配分方式が、一九四一年の議席配分より均等比例式が採用され、かつてのような紛糾はみられなくなった。しかし、議席配分をめぐる論議が皆無になったわけではなく、最近ではことに人口統計調査をめぐる異論が提出されている。国勢調査は商務省人口統計局が担当するが、マイノリティ人口の計算が問題とされているのである。⁽¹⁶⁾一九九一年七月一日、当時のモスバック・商務長官は一九九〇年国勢調査において、合衆国全体で約五二七万人、二・一％の人口が含まれていないとし、なかでも黒人が四・八％、アメリカン・インディア人が五％、ヒスパニック系が五・二％も過少に計算されていたと発表した。これはマイノリティ諸団体からの人口統計発表への疑問の表明に答えたものであったが、同時に、モスバック長官はブッシュ政権としては国勢調査結果の修正のための事後調査は実施しないと表明した。これはすでに議員定数再配分がなされ、選挙区再編成が進行中であり、修正は混乱をもたらすとの判断によるものだった。

この発表に対して、大都市、マイノリティ諸団体ならびに民主党より強く抗議がなされた。マイノリティ人口の過少計算は大都市中心部のスラム街での人口調査の不徹底が原因であったが、このことは連邦下院と州議会の議席配分に影響を与えるのみならず、連邦政府からの都市やマイノリティに対する補助金額にも影響を及ぼす。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

九

人口の過少計算が生じた地域は主に民主党の地盤であったので、民主党はモスバック長官の発言は政治的に動機づけられており、不当だと非難した。たとえばニューヨーク市は人口調査に漏れた人々を算入するよう統計上の調整をすることを人口統計局に求める訴訟を提起している。しかし、一九九三年四月、ニューヨーク州の連邦地裁は調整しないとする商務省の決定を支持した。⁽¹⁷⁾

(二) リアポーションメント・リボルーション

合衆国憲法は下院議席の配分については明確に規定しているが、どのようにして議員を選ぶのかについては定めていなかった。アメリカでは植民地時代において多くの植民地が領域をいくつかの選挙区に分け、それぞれの選挙区から一名を選ぶ小選挙区制を採用していた一方で、アットラージ制や複数代表制で代表を選んだ植民地も存在していた。独立当初、マサチューセッツ州、ニューヨーク州、メリーランド州、バージニア州ならびにサウスカロライナ州が小選挙区制を採用し、ニューハンプシャー州、ペンシルバニア州、ニュージャージー州およびジョージア州はアットラージ制で選挙を行っていた。一八四〇年当時、三一州のうち二二州が小選挙区制、六州がアットラージ制、残る三州は一議席という状況であった。下院議員を小選挙区で選ぶ努力は当初より続けられ、一八四〇年法でそのことが明記された。⁽¹⁸⁾

つづいて選挙区をつくり方をめぐる基準が論議され、一八七二年法で各選挙区は可能なかぎり等しい数の住民を有することが規定された。一九〇一年法において、さらに隣接性 (contiguity) と緊密性 (compactness) の基準が規定された。だが、これらはいずれも連邦法の規定であり、次にはこれにしたがわない州をどうするか

問題となった。下院選挙区の編成は州の権限であり、連邦法に拘束されないとの主張がなされていたのである。

一九〇八年、バージニア州議会はフロイド郡を連邦下院第五選挙区から第六選挙区に移した。その結果、第五選挙区の人口は一七五、五七九人から一六〇、一九一人に減少し、他方、第六選挙区の人口は一八一、五七一人から一九六、九五九人に増大した。格差を拡大させる措置であった。この当時、州の平均は一八五、四一人だった。第五選挙区から新たに選出された民主党のサウンダー議員は、これを定めた一九〇八年のバージニア州法は一九〇一年の連邦議席配分法にしたがっていないので無効であるとの理由で選挙における対立候補からその当選に異議申し立てをうけた。当該候補者もしフロイド郡が第五選挙区にとどまっていたならば、勝利したであろうとみられていた。連邦下院調査委員会の多数はその申し立てを支持し、そして当該候補者がサウンダーにかわって議席を有するべきであると勧告した。選挙区再編成に関する連邦法が執行されるはじめてのケースとみられたが、しかし、下院は委員会報告を実施せず、サウンダーは議席にとどまった。⁽¹⁹⁾

連邦法では選挙区編成について人口規模の平等性、隣接性、緊密性という基準が規定されていたにもかかわらず、州レベルでは遵守されず、選挙区間の格差拡大傾向が顕著になった。不満をもつ人たちはこの問題を裁判所に提訴するようになった。当初、裁判所は選挙区再編成に対しては抑制的姿勢をとった。代表的事例が一九三二年のウッズ対ブルーム事件判決(287 U.S. 1)である。これはミシシッピ州選挙区再編成法が一九一一年の連邦選挙区再編成法の基準を侵害しているとしてその合法性に異議が申し立てられた事件である。ミシシッピ州の選挙区再編成法のもとで、当時、人口規模の不平等な連邦下院選挙区がつけられていた。連邦最高裁はミシシッピ州選挙区再編成法のもとでの選挙を無効とした連邦地裁の決定をくつがえし、ウッズの申し立てを却下し

た。判決理由の中で多数意見のブランドイス、ストーン、ロバーツ、コルドゾ各判事は「衡平法の欠如」を主張した。これは選挙区再編成問題への裁判所の不介入の姿勢を示すものであった。⁽²⁰⁾

選挙区再編成への司法の抑制的姿勢は一九六〇年代初めまで続くのであるが、そうした裁判所の姿勢を表明した代表的な事例が、一九四六年のコールグロブ対グリーン事件判決(328 U. S. 549)である。これはノースウエスタン大学政治学教授ケネス・コールグロブ(Kenneth Colegrove)ほか二名の選挙民が、イリノイ州連邦下院議員の選挙区には人口上の著しい不均衡があり、合衆国憲法修正第一四条第一節の法の下の平等保護条項に違反しているとしてイリノイ州連邦地裁に提訴した事件である。⁽²¹⁾同州クック郡は全米第三の大都市シカゴを含んで最も人口の過密な選挙区で、九一四、九九九人であったのに対して農村部にある最小人口の選挙区は一一二、〇〇〇人にすぎず、その格差は八倍強に達していた。コールグロブたちはイリノイ州議席配分法の違憲無効とそのような法律のもとでの選挙の執行停止を求めたのであった。連邦地裁はウッズ対ブルーム事件判決に依拠して、この訴えを却下した。この判決の多数派であったフェリクス・フランクファーター(Felix Frankfurter)判事の見解は、裁判所の不介入の立場を明確にしたものとしてよく知られている。同判事は「(選挙区再編成は)特有の政治的事柄であり、司法解釈になじまない」とし、「もし連邦議会がその権限を行使せず、その結果、公平の基準が損われる場合には、救済手段は究極的には国民にある……裁判所はこの政治的茂みに立ち入るべきではない。選挙区再編成における不公正の救済は適切に定数配分をする州議会を確保するか、あるいは連邦議会の十分な権限に訴えるかすべきである」と述べた。⁽²²⁾

当初、判決にさいして、フランクファーター、リード、バートンの三判事が不介入の立場から却下を主張し、

これに対して、ブラック、ダグラス、マーフィの三判事が介入すべきとの立場をとった。ブラック判事は連邦裁判所は下院の選挙区再編成について管轄権を有すると主張した。このように、判決をめぐる最高裁は三対三に割れたが、残るラトリッジ判事は却下の立場をとったため、四対三で却下となった。ラトリッジ判事は司法管轄権についてはブラック、ダグラス、マーフィ各判事に賛成したものの、特定の事例に救済を与えることには消極的で、フランクファーター、リード、バートン各判事とともに訴えの却下の立場をとったのだ。つまり、このとき連邦最高裁は選挙区再編成の司法管轄権については多数がこれを認めていたのである。ただし、ラトリッジ判事は「きわめて切迫した状況でのみ裁判所は介入すべきであり、この事件はそれにあたらぬ。したがって裁判所は管轄権を行使すべきではない」と述べた。⁽²³⁾

コールグロブ判決に対しては法律家や政治学者たちから厳しい批判が出された。また、選挙区再編成に対する連邦最高裁の消極的姿勢に不満も高まった。アメリカ政治学会もこの問題を重視し、学会内部に検討委員会を設置し、勧告案の作成を行なった。一九五一年、ジェームズ・ポーラック会長のもとでザカリア・チャファイ、バートラム・グロス、ジョン・リダーレ、エドワード・リッチフィールド、ジェームズ・ポーラック、ロバート・ランキン、ローレンス・シュメックピア、ウォルター・ウィルコックスならびにアーサー・ホールコム委員長の九人委員会が設置され、検討を重ね、そして次のような改善案を勧告した。

- ① 下院議員総数は四三五人に固定すべきである。これ以上大きな議会は非効率的だからである。
- ② 議員定数配分の現行方式（人口に比例）は変更すべきでない。
- ③ 小選挙区制は維持すべきである。少数政党が不利になるアットラージ制には反対である。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

④選挙区人口の格差の縮小をはかるべきである。そのための新しい立法をすべきである。一九五〇年国勢調査では、一選挙区の平均人口は三五〇、〇〇〇人であるが、ある州では人口一七五、〇〇〇人以下の選挙区が一つ、人口二五〇、〇〇〇人以下の選挙区が六つ、五〇〇、〇〇〇人から七〇〇、〇〇〇人の選挙区が三つ、そして九〇〇、〇〇〇人を超える選挙区が一つある。多くの州で最小人口選挙区と最大人口選挙区との格差が拡大している。このような事態は可能なかぎり一票は同じ重みをもつべきとする民主主義の原則に反するものである。当委員会は各州が各々の再編成立法にさいしてしたがうべき平等と公平の明確な規準をふくむ新しい立法を強く提案する。

⑤格差是正の実現のためには、連邦議会によるペナルティの表明が必要である。選挙区再編成は州の仕事であるが、州は格差是正のための必要な措置をとっていない。州が怠慢であるならば、連邦がそれをしなければならぬ。ペナルティとして州から選挙区再編成権限をとりあげ、連邦議会に委ねるべきである。

⑥ゲリマンダリングの発生を防止するために、緊密性と隣接性の原則を確立するとともに、再編成手続きの公開が必要である。

この間、定数配分の不均衡は無視しえない事態に達していた。一九六〇年には州議会選挙区間で格差が二倍以上におさまっている州はもはや存在しなかった。極端な例では、コネティカット州議会下院では最大選挙区と最小選挙区の格差は、二四一一に達していた。ネバダ州議会上院では二二三一一の格差が、ロードアイランド州議会上院では一四一一の格差が生じていた。連邦下院選挙区でも格差は拡大しており、一九六〇年にはテキサス州では格差が四倍に、アリゾナ州、メリーランド州、オハイオ州では三倍に達していた。多くの場合、都市中

心部から郊外への人口移動が続き、郊外の過少代表が顕著になっていた。⁽²⁵⁾

一九六〇年代に入り、アール・ウォーレン (Earl Warren) 長官下の連邦最高裁の姿勢に変化がみられるようになった。選挙区再編成問題に裁判所がふみこんだ判断をするようになったのである。⁽²⁶⁾ その発端となった画期的判決が一九六二年のベイカー対カー事件判決 (369 U. S. 186) である。⁽²⁷⁾ テネシー州では一九〇一年の州議会議員配分法が、その後の人口変動による配分上の不均衡の発生にもかかわらず、依然適用されていた。その結果、州議会下院選挙区の人口は三、四五四人から三六、〇三一人までの範囲にわたり、同上院選挙区も人口が三九、七二七人から一〇八、〇九四人までにわたっていた。チャールズ・ベイカー (Charles Baker) はテネシー州の選挙民のグループは一票の価値に重大な不平等が生じており、憲法で保証された平等保護条項に違反していると、同州法は違憲であると宣言し、かつ同法のもとで今後選挙することを差し止める命令を求めてテネシー州連邦地裁に提訴した。同地裁はこの問題について裁判管轄権を欠くことおよび原告は救済を求める適格性を有しないことを理由に訴えを却下した。ベイカーたちは判決を不服として連邦最高裁に飛躍上告した。連邦最高裁は一九六二年三月二六日、六対二で連邦裁判所はこの種の訴訟について管轄権を有すること、原告は当事者適格を有し、救済を求める権利があることを認め、連邦地裁の判決を破棄し、差し戻す決定を下した。多数意見のブレナン判事は連邦裁判所は憲法修正一四条の平等保護条項のもとで州議会選挙区再編成の管轄権を有すると述べた。今回も反対の立場をとったフランクファーター判事は「多数説はこれまでのわれわれの経験を否認するものである」とし、「わが憲法においてすべての政治的過ちに対して裁判所の救済があるわけではない」と主張している。⁽²⁸⁾ ベイカー対カー事件判決は連邦最高裁が従来の立場を変えたという意味でまさに画期的判決であった。しかし、

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

一五

それは連邦地裁の指針となるべき基準を提示するにはいたらなかった。ベイカー対カー事件判決から一年後、「一人一票」の原則がグレイ対サンダース事件判決 (372U.S. 368) においてはじめて連邦最高裁によって提示された。ジョージア州では連邦上院議員候補者および州政府の選挙職候補者の予備選挙において票数計算の基礎として郡単位制を用いていたが、これは投票者の平等な選挙権を侵害するものとして選挙民のグループによりジョージア州連邦地裁に提訴がなされた。同地裁は州規模のすべての投票は等しい重みがなければならないとし、原告の主張を認めた。一票の価値の平等を認めたという点でこれは画期的判決であったが、州レベルの選挙にとどまっておらず、連邦下院選挙についての判断は翌年の一九六四年のウェズベリー対サンダース事件判決 (376U.S. 1) を待たなければならなかった。⁽²⁹⁾

ジョージア州連邦下院第五選挙区は一九三一年のジョージア州法によって定められた一〇の選挙区のうちの一つであって、フルトン、デカルグ、ロックデール三郡から成り、一九六〇年国勢調査では人口八二三、六八〇人に達していた。ジョージア州の全選挙区の平均人口は三九四、三一二二人であり、第五選挙区は平均人口の二倍強になっていた。また、最小人口の第九選挙区は二七二、一五四人にすぎず、第五選挙区の三分の一弱であった。ジョージア州フルトン郡の住民ジェームズ・ウェズベリー (James Wesberry) はか一名は平等保護条項に違反しているとして、こうした定数配分を定めた州法の無効と同州法による選挙の執行の差し止めを求めて、ジョージア州連邦地裁に提訴した。⁽³⁰⁾ 同地裁は二対一でこの訴えを却下した。多数意見はコールドローブ判決のさいのフランクファーター判事の意見を引用して、選挙区再編成は司法の管轄外であるとした。

一九六四年二月一七日、上告をうけた連邦最高裁は六対三でウェズベリーの申し立てを認め、原判決の破棄差

戻しを決定した。ウォーレン、ブラック、ブレナン、ダグラス、ゴールドバーグ、ホワイト各判事が選挙区再編成は司法の管轄事項であるとしたうえで、一人の投票は他の一人の投票に可能なかぎり同価値であるべきとし、そして「数学的正確さで連邦下院選挙区を線引きすることはできないかもしれないが、そのことは同数の人口に對して同数の代表を選出するというわが憲法の明白な目的を無視することの言い訳にはならない」と述べた。⁽³¹⁾ 他方、少数説のハーラン判事は、憲法は人口を連邦下院選挙区再編成の唯一の基準としておらず、州の裁量事項で連邦議会の監督権限に属すると述べた。⁽³²⁾ ウェズベリー事件判決は州議会選挙区のみならず、連邦下院選挙区人口も可能なかぎり同数でなければならぬと定めたのである。

このようにして一票の価値の平等を実現するという選挙区再編成の原則が確立したが、ウェズベリー事件判決以後、さらにこの原則をめぐっていくつかの重要な判断が連邦最高裁によって示された。ウォーレン長官の最後の年である一九六九年のカーパトリック対プレイスラー事件判決(385U.S.450)は一票の価値の平等を厳格に求めたものとして知られている。⁽³³⁾ 一九六〇年国勢調査では、ミズーリー州は連邦下院に一〇議席を配分された。同州の一〇の連邦下院選挙区の平均人口は四三一、九八一人であったが、最小人口の第四選挙区は四一九、七二人、最大人口の第八選挙区は四四五、五二三人であり、両者の格差は一・〇六倍となっていた。ミズーリー州連邦地裁は、一九六七年に同州議席配分法が六〇年国勢調査に依拠せず、不正確な資料に基づいていること、より小さな人口格差の区割り案があったにもかかわらず、それを州議会が否決したこと、さらに若干の郡を他の郡に移動させれば格差はもっと減少していたことを指摘して、「絶対的平等を実現しようとする善意の努力にもかかわらず回避しがたい偏差とはいえない」とし、同州法を違憲とした。ミズーリー州はこの判決を不服として上

告したが、連邦最高裁は六対三で原判決を支持し、ミズーリー州の申し立てを却下した。連邦最高裁は一人一票の原則をきわめて厳格に連邦下院選挙区に適用することを求めたのである。なお、反対意見のホワイト判事は、あまりに厳格な平等保護条項の適用は選挙区の区割りという困難な仕事に裁判所を不必要なほどに関与させることになるとし、若干の逸脱は許容されるべきだと述べた。⁽³⁴⁾

一九六〇年代のこれらの一連の判決を契機として連邦下院から州議会、地方議会まで全面的に選挙区再編成が要請されることになった。連邦下院については、一九六四年中に三九州で再編成を求める訴訟が提起され、うち三二州で州裁判所、連邦地裁あるいは連邦最高裁で現行の選挙区を定めた州法は違憲との判断が示された。一九六四年中に一三州が選挙区再編成を実施するに至った。さらに二四州が一九六五年中の再編成作業を開始した。⁽³⁵⁾そして一九六九年までに一議席以上を有する四五州のうち三九州が再編成を実施した。

しかし、一九六〇年代のこれらの選挙区再編成作業は必ずしも平等な選挙区づくりの実現には至らなかった。なぜなら根拠となる人口統計資料が一九六〇年国勢調査によるものであり、再編成作業開始当時すでに実態にそぐわなくなっていたからである。一九七〇年国勢調査に基づく選挙区再編成により均等な選挙区の実現は大きく前進した。一九七二年議会選挙では全四三五選挙区中三八五選挙区が州平均選挙区人口の1%以内の逸脱にとどまっていた。⁽³⁶⁾一九九〇―九二年選挙区再編成でもほとんどの州できわめて平等な人口規模の選挙区再編成が実施された。たとえば、テキサス州の三〇の連邦下院選挙区のすべてがまったく同数の人口、すなわち五六六、二一七人から構成されている。このような均等化を達成するためには、ほとんどの選挙区で市や町の境界を分断したり、同一地区の選挙民をいくつかの選挙区に分けることになる。そのことは別の重大な問題、すなわちゲリマン

ダリングを発生させることになった。⁽³⁷⁾

三、選挙区再編成

(一) 選挙区再編成の手続き

連邦下院選挙区と州議会上・下両院選挙区の再編成は各州の州議会によって実施される。その手続きは基本的に州法制定手続きと同様である。ただ、州の権限の強いアメリカでは州によって再編成の具体的手続きや時期は異なり、画一的には行なわれない。基本的手続きを一般化すれば、次のように要約することができる。

- ① 州議会内には実務作業を担当する小委員会ないし作業グループを設置する。
- ② 当該小委員会ないし作業グループは原案を作成する。原案作成にあたって、公開のヒアリングをしたり、関係者の意見を聴いたりする。
- ③ 提出された原案を州上・下両院で審議する。
- ④ 州議会通過後、再編成案は知事に送付される。
- ⑤ 知事の署名により成立。

選挙区再編成は現職議員の政治生命、さらには政党や各種団体の政治的影響力を左右するので、上記手続きは円滑に進まないことが多い。選挙区再編成の実施には、まずなによりも州議会の合意と知事の承認が必要である。しかし、州議会の上・下両院の多数党が異なる場合、合意は困難になる。また、州議会で合意が成立しても、知事が反対し、拒否権を行使することもある。州議会多数党と知事の所属政党が異なるとき、しばしば拒否権が行

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

使される。

選挙区再編成案が州議会上・下両院を通過し、知事が署名しても、すべての手続きが完了したわけではない。連邦投票権法第五条の規定により、アラバマ、アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ジョージア、ルイジアナ、ミシガン、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ノースカロライナ、サウスカロライナ、サウスダコタ、テキサス、バージニアの一六州では、再編成案は連邦司法省の審査を受け、承認されなければならぬ。これらの州では過去にマイノリティに対する深刻な政治的差別が存在したことから、選挙区再編成によってマイノリティの代表選出力が侵害されていないかどうか司法省がチェックするのである。

連邦司法省の承認が得られると、選挙区再編成案は発効する。しかし、まだ最終的な確定にはいたらないことがある。選挙民による住民投票の請求とか執行の差し止め訴訟がありうる。成立した選挙区再編成案に反対の人たちは一定数の署名を集めて、再編成案を住民投票にかけそして葬り去ろうと試みる。また、再編成案の内容の不当性を理由に裁判所に実施の差し止めを求めることもある。このように、再編成案が州議会で可決成立しても、知事の同意、連邦司法省の承認、さらには起こりうる住民投票や差し止め訴訟での勝利を経て、ようやく確定する。

(二) 選挙区再編成の基準

次に、選挙区再編成にあたって重視される基準を検討しよう。再編成にさいして重視される第一の基準は、人口規模の平等である。すでに述べた一九六〇年代の一連の連邦最高裁判決により、連邦下院選挙区については絶

対的平等が求められるようになった。だが、州議会選挙区については、ウォーレン長官引退後のバーガー長官下の最高裁はやや異なる判断を示した。すなわち、一九七〇年代の一連の判決を通じて州議会選挙区については、基準の緩和が認められたのである。バージニア州議会の選挙区再編成に関する一九七三年のマハン対ハウエル事件判決 (410U. S. 315) がその最初の判断である。⁽³⁸⁾ バージニア州議会下院の定数は、一人区五二人、複数区四八人の合計一〇〇人であった。選挙区の最大偏差は一六・四％で最大格差の倍率は一・一七倍になっていた。この偏差は許容限度を超えたとしてバージニア州連邦地裁に提訴がなされた。同連邦地裁はカークパトリック判決に基づき、違憲状態とし、是正を求めた。これに対して、連邦最高裁は選挙区間の人口の均等という憲法上の基本原則を適用する場合には、「州議会の再配分」に関しては、連邦下院の再配分よりも一層の柔軟性が憲法上許容されると指摘し、さらに州下院に関する州議会の方式は、行政区画境界線の尊重という州の合理的政策の推進に基づいており、そして選挙区間の人口の不平等は憲法上の限界を超えているとはいえず、一六・四％の偏差はその限度を超えるものではなく、合憲であるとした。

マハン判決の四ヶ月後、同じ一九七三年のガフネー対カミングス事件判決 (412U. S. 735) において、連邦最高裁は同様に連邦下院選挙区と州議会選挙区とで「二重の基準」を許容した。すなわち、コネティカット州議会は一九七〇年国勢調査に基づく州議会選挙区再編成について、町の境界線を配慮して最大偏差七・八三％、最大格差の倍率一・〇八倍の配分を実施した。⁽³⁹⁾ これをめぐる訴訟の判決において、連邦最高裁は州議会の議席再配分において人口比例からの最小限の偏差は「些細なもの (de minimis)」として扱われる、但し連邦下院には可能なかぎり平等を求めるとした。結局、州議会選挙区については、人種的偏見や著しい政治的差別が無ければ、

最大偏差が一〇%以下までは些細なものとして正当化されうる、一〇%から二〇%以内の偏差は正当な理由があれば許容しうるというのが連邦最高裁の判断といえよう。⁽⁴⁰⁾

選挙区再編成の第二の基準は連邦投票権法の規定、すなわち人種的・言語的マイノリティの代表選出力を減退せしめてはならないということである。連邦投票権法は一九六五年にはじめて制定されたが、その後、一九七〇年、七五年、八二年に修正され、マイノリティの投票力の強化を規定してきた。一九八〇年、モービル対ボールデン事件判決 (446 U. S. 55) において連邦最高裁は投票権法の範囲を狭める判決を下した。アラバマ州モービル市で採用されている市のコミッションナーを選ぶためのアットラージ制は人種差別的意図をもつ制度であり、平等保護条項に反するとして訴訟が提起されたが、連邦最高裁は六対三で「差別的意図を示す証拠が必要」だとし、本件においてアットラージ制下で黒人が選出されることがないというだけでは十分な証拠ではないと却下した。

連邦議会多数党の民主党は「差別的意図の十分な証拠」を要求するこの判決に強く反発した。連邦議会は黒人あるいは他のマイノリティに対して差別的効果をもつ制度を立法者の意図にかかわらず違法とするように一九八二年に投票権法を修正した。⁽⁴²⁾ 一九八六年、ソーンバーグ対ギングルス事件判決 (478 U. S. 30) において、連邦最高裁はノースカロライナ州議会の多人数選挙区のうち六つが黒人の投票力を許容しがたいほどに弱めたとした。これら六つの選挙区から黒人がほとんど選出されてこなかったことは、立法者の意図にかかわらず、連邦投票権法に反していると認定した。⁽⁴³⁾ さらに、一九九〇年、カリフォルニア州連邦地裁はガーザ対ロスアンゼルス郡事件判決において、ロスアンゼルス郡理事会は理事選挙にさいしヒスパニック系住民の投票力を弱めるような選挙区を作ったとして、投票権法に違反すると決定した。すなわち、ロスアンゼルス郡では約三分の一がヒスパニ

ック系住民であるにもかかわらず、五人の理事会メンバーにかつてヒスパニック系が選ばれたことがなかった。連邦地裁は同郡に対してヒスパニック系住民が多数になるような選挙区再編成を命じた。⁽⁴⁴⁾

これらの判決を通じて、連邦投票権法の趣旨は強化され、マイノリティが多数をしめる選挙区、つまり「マジョリティ・マイノリティ選挙区」づくりが積極的に推進されることになった。一九九〇―九二年の選挙区再編成の顕著な特徴は、「マジョリティ・マイノリティ選挙区」創設の推進である。しかし、こうした選挙区づくりはマイノリティ住民が多数となるような区割りをしようとする結果、しばしば郡、市の境界を無視することになり、また緊密性基準にもはずれる選挙区をもたらすことになった。

選挙区再編成の第三の基準は地理的隣接性 (geographic contiguity) であって、これは飛び地があつてはならず、同一選挙区内の区域はつながっていなければならないとする基準である。第四の基準が郡、市の境界の尊重であつて、これは既存の地方行政区画にそつて選挙区がつけられるならば、選挙民は理解しやすく、また、共通の利益を求めやすいとして尊重される基準である。第五の基準が緊密性 (compactness) である。これは選挙区の形状はできるだけコンパクトにまとまっているのが望ましいとするもので、不整形な選挙区づくり、とりわけゲリマンダリングを防止するための基準である。⁽⁴⁵⁾

これら五つの基準が選挙区再編成にさいして考慮されるが、しかし、すべてが同等に尊重されるわけではない。これら五つの基準のうちもっとも重視されるのが、人口規模の平等とマイノリティの代表選出力の確保である。これら二つの基準を実現するために、他の基準は軽視されやすい。ことに、郡、市の境界尊重と緊密性は事実上考慮されなくなっている。このことは一九九〇―九二年選挙区再編成でも顕著であり、事実、郡、市の境界や緊

密性を全く無視した選挙区割りが続出した。

四、選挙区再編成の実態——事例を中心に——

(一) 一九九〇—九二年選挙区再編成

一九九〇年国勢調査に基づく議員定数再配分を受けて、一九九二年一月連邦議会選挙に間に合わせるべく連邦下院選挙区の再編成が各州で実施された。全米五〇州のうち、アラスカ、デラウェア、モンタナ、ノースダコタ、サウスダコタ、バーモント、ワイオミングの七州は一議席のみの配分であり、州全体を選挙区として選挙が行なわれることになった。実際に再編成をしなければならないのは四三州で、そのうち通常の州法制定手続きにしたがったのが三〇州、基本的には州法制定手続きだが、通常の手続きと異なる方式を採用したのが九州⁽⁴⁶⁾、そして超党派委員会ないし第三者機関に委ねる方式を採用したのが四州であった。

超党派委員会ないし第三者機関方式を採用したのは、ハワイ、コネティカット、アイオワ、ワシントン州である。ハワイ（二議席）は九人委員会に委ねる方式で、九人の委員は州上・下両院の多数党、少数党の指導者がそれぞれ二人ずつ選任する、残る一人はすでに選任された委員によって選任される。コネティカット（六議席）は八人委員会が再編成案を作成する方式で、八人の委員は州上・下両院の多数党、少数党指導者が選任するものである。八人委員会が一定期日までに案を作成できない場合、同じ手続きであらたに八人の委員を選任し、いま一人を選任された委員で選び、九人委員会を設置し、再編成案を作成する。八人委員会あるいは九人委員会案に対して知事に拒否権はないとされた。アイオワ（五議席）は州議会が任命した五人の無党派の委員からなる第三者

表—2 1990年国勢調査と議席変動

	1980 Population	1990 Population	% change	1982 seate	1992 seats	1990 seat change
Ala.	3,983,888	4,040,587	3.8	7	7	0
Alaska	401,851	550,043	36.9	1	1	0
Ariz.	2,718,215	3,665,228	34.8	5	6	+1
Ark.	2,286,435	2,350,725	2.8	4	4	0
Calif.	23,667,902	29,760,021	25.7	45	52	+7
Colo.	2,889,964	3,294,394	14.0	6	6	0
Conn.	3,107,576	3,287,116	5.8	6	6	0
Del.	594,338	666,168	12.1	1	1	0
D. C.	638,333	606,900	-4.9	—	—	—
Fla.	9,746,324	12,937,926	32.7	19	23	+4
Ga.	5,463,105	6,478,216	18.6	10	11	+1
Hawaii	964,691	1,108,229	14.9	2	2	0
Idaho.	943,935	1,006,749	6.7	2	2	0
Ill.	11,426,518	11,430,602	—	22	20	-2
Ind.	5,490,224	5,544,159	1.0	10	10	0
Iowa.	2,913,808	2,776,755	-4.7	6	5	-1
Kan.	2,363,679	2,477,574	4.8	5	4	-1
Ky.	3,660,777	3,685,296	0.8	7	6	-1
La.	4,205,900	4,219,973	0.3	8	7	-1
Maine.	1,124,660	1,227,928	9.2	2	2	0
Md.	4,216,975	4,781,468	13.4	8	8	0
Mass.	5,737,037	6,016,425	4.9	11	10	-1
Mich.	9,262,078	9,295,297	0.4	18	16	-2
Minn.	4,075,970	4,375,099	7.3	8	8	0
Miss.	2,520,638	2,573,216	2.1	5	5	0
Mo.	4,916,686	5,117,073	4.1	9	9	0
Mont.	786,690	799,065	1.6	2	1	-1
Neb.	1,569,825	1,578,385	0.5	3	3	0
Nev.	800,493	1,201,833	50.1	2	2	0
N. H.	920,610	1,109,252	20.5	2	2	0
N. J.	7,364,823	7,730,188	5.0	14	13	-1
N. M.	1,302,894	1,515,069	16.3	3	3	0
N. Y.	17,558,072	17,990,455	2.5	34	31	-3
N. C.	5,881,766	6,628,637	12.7	11	12	+1
N. D.	652,717	638,800	-2.1	1	1	0
Ohio.	10,797,630	10,847,115	0.5	21	19	-2
Okla.	3,025,290	3,145,585	4.0	6	6	0
Ore.	2,633,105	2,842,321	7.9	5	5	0
Pa.	11,863,895	11,881,632	0.1	23	21	-2
R. I.	947,154	1,003,464	5.9	2	2	0
S. C.	3,121,820	3,486,703	11.7	6	6	0
S. D.	690,768	696,004	0.8	1	1	0
Oenn.	4,591,120	4,877,185	6.2	9	9	0
Texas.	14,229,191	16,986,510	19.4	27	30	+3
Utah.	1,461,037	1,722,850	17.9	3	3	0
Vt.	511,456	562,758	10.0	1	1	0
Va.	5,346,818	6,187,358	15.7	10	11	+1
Wash.	4,132,156	4,866,692	17.8	8	9	+1
W. Va.	1,949,644	1,793,477	-8.0	4	3	-1
Wis.	4,705,767	4,891,769	4.0	9	9	0
Wyo.	469,557	453,588	-3.4	1	1	0
U. S.	226,545,805	248,709,873	9.8	435	435	19

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

二五

出所：Congressional Quarterly Inc. *Congressional Districts in the 1990s*, p. 7.

委員会が再編成案を作成することになった。州議会は二回までは同委員会案を拒否することができ、そして三回目の投票でも行き詰まった場合、州最高裁が乗り出すことになっている。ワシントン（九議席）は五人委員会に委ねる方式で、同委員会メンバーは州上・下両院の両党指導者が一人ずつ選任し、選任された四人の委員が残る一人を委員長として選任する。州議会は同委員会案を基本的に尊重し、三分の二の多数で些細な変更のみ可能となっている。

超党派委員会ないし第三者機関方式は、一九八〇年代の再編成においてハワイ、アイオワ、モンタナの三州で採用されたが、今回の再編成では一議席になったモンタナを別として、ハワイとアイオワに加えてコネティカットとワシントン州で採用された。依然として圧倒的に州法制定手続きで再編成を実施する州が多い。しかも超党派委員会ないし第三者機関方式を採用した州も完全な中立的第三者に全面的に再編成を委ねるにはいたっておらず、州議会の介入の余地が残されているのである。

冒頭で述べたように、アメリカでは南部・西部での人口増加と北東部・中西部での人口停滞が続き、それにもない議員定数配分も南部・西部で増加、北東部・中西部で減少傾向となっている。一九九〇年の議員定数再配分でもこの傾向が続いている。カリフォルニア州が七議席増、フロリダ州が四議席増、テキサス州が三議席増などとなったのに対し、ニューヨーク州が三議席減、ペンシルベニア州、イリノイ州、ミシガン州が二議席減などとなっているのである。一連の最高裁判決により州内選挙区間格差は減少し、平等化が進んだものの、各州に最低一議席を配分するところから、州間では格差が残存している。二議席から一議席に減少したモンタナ州は最大人口の選挙区（七九九、〇六五人）となり、従来より一議席であったワイオミング州は最少人口の選挙区（四五

三、五八八人)となり、その差は一・七六倍となっている。

一九九〇―九二年選挙区再編成の主要な特徴は、先にも述べたように、マイノリティ保護がさらに徹底したことである。ソーンバーグ事件判決などから、各州でマイノリティが多数になる選挙区づくりが推進された。一五の黒人多数選挙区と九のヒスパニック系多数選挙区が新たに創設された。そのことはマイノリティの進出をもたらし、かなり強引にマイノリティ多数選挙区づくりが進められたことにより不自然で変形した選挙区が相次ぎ、重大な問題となっている。⁽⁴⁷⁾ 他方、再編成への裁判所の介入も各地でみられた。州議会内の対立、州議会と知事の対立、さらには住民訴訟などから再編成が進まず、裁判所の介入により解決をはかる動きが目立ったのである。⁽⁴⁸⁾

議員定数再配分・選挙区再編成は現職議員ならびに立候補予定者の選挙、さらには政党とか利益団体の政治的影響力を大きく左右するので、しばしば紛争になる。ことに定数配分の増減が著しい州では深刻な対立となる。一挙に七議席増となったカリフォルニア州でも増加した議席をめぐる政党間、マイノリティ間で対立が生じた。同州は近年人口の増加が著しく、そのことは議席配分にも反映されている。一〇〇年前の一八九〇年にはわずかに七議席にすぎず、総議席三五七にしめる割合は二%弱であった。だが、一九九〇年にその七倍強の五二議席に増え、総議席にしめる割合も一二%に達している。この傾向はことに近年目立っており、一九七〇年再配分では五議席増の四三議席、一九八〇年再配分では二議席増の四五議席、そして一九九〇年再配分では七議席増の五二議席となったのである。このような議席増に対して政党、各種団体は当然重大な関心をもち、自らに有利になるような再編成をめざした。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

二七

一九八〇年国勢調査に基づくカリフォルニア州の定数再配分と選挙区再編成は、このときの最も紛糾したケースとして知られている。⁽⁴⁹⁾ 選挙区再編成前の同州の連邦下院議員の勢力は、民主党二二、共和党二一と拮抗していた。当時、州議会は上・下両院とも民主党が多数で、民主党のジェリー・ブラウンが知事の座にあった。民主党が選挙区再編成の主導権を握る立場にあり、同党は民主党の議席増になるような再編成をめざした。当時、カリフォルニア州民主党ではサンフランシスコを選挙区とするフィリップ・バートン (Philip Burton) 連邦下院議員が選挙区再編成の権威者とされていた。そして同議員が民主党の再編成案を実質的に作成することになり、民主党にきわめて有利な案(バートン案とする)が州議会に提案された。バートン案は民主党優位の州議会を通過し、民主党知事もこれに署名したので、一九八一年九月、同案は成立した。しかし、不満をもつ共和党は住民投票に付すべく署名活動を開始した。同年一二月に必要な署名数が集まったので、バートン案は一九八二年六月の予備選挙のさいに住民投票にかけられることになった。一方、民主党は住民投票に危機感をもち、一九八二年一月の連邦下院選挙はすでに成立したバートン案で実施すべきと州最高裁に提訴した。州最高裁はこれを認め、六月の住民投票結果がどうであれ、一九八二年選挙はバートン案で実施されることになった。

一九八二年六月の予備選挙と同時に行なわれた住民投票において、バートン案は賛成少数で否決され、その結果、新たな再編成案の作成が必要になった。ところでバートン案で実施された十一月選挙では州上・下両院とも民主党が再び多数党になったが、知事には民主党のジェリー・ブラウン退任のあと共和党のデュークメディアンが当選した。州議会多数党を確保した民主党は急いで新たな再編成案を作成して、これを通過させた。この案はバートン案に近い内容であった(新バートン案とする)。ブラウン知事の任期は一九八三年一月三日に満了予定

であった。同知事は退任前日の一月二日に急遽新バートン案に署名した。これに対して、共和党は反発し、同案を無効とし、新たな再編成案の採択を内容とする住民投票の実施を求める署名運動を開始した。しかし、州最高裁は一九八三年七月、一九八〇年国勢調査に基づく三度目の再編成案の採択ともなりうる住民投票は違憲とする決定を下した。結局、一九八三年一月二日成立の再編成案（新バートン案）が確定することになった。

一九九〇年国勢調査ではカリフォルニア州人口は一九八〇年国勢調査時よりも約六〇〇万人の増加となり、七議席増の五二議席が配分されることになった。カリフォルニア州議会は今回も上・下両院とも民主党が多数党であったが、知事は共和党のピート・ウィルソンであった。前回の選挙区再編成で辣腕をふるったバートン議員はすでに死去していた。州議会上・下両院にそれぞれ選挙区再編成小委員会が設置され、連邦下院ならびに州議会上・下両院選挙区の再編成案が作成されることになった。⁽⁵⁰⁾ それぞれの小委員会は一〇人の議員で構成され、州議会の勢力を反映して、民主党六人、共和党四人となった。委員長は民主党が、副委員長は共和党が受け持つことになった。民主党多数の小委員会は民主党の提案したものを委員会案とし、州議会に提出した。⁽⁵¹⁾ 一九九一年九月一九日、同州議会は同案を可決し、知事に送付した。ウィルソン知事はとくに人口増加の著しい南カリフォルニアにおいて共和党の勢力を十分反映したものとなっていないこと、一九八一年のバートンによるゲリマンダリングを払拭していないことなどを理由に同案に対して拒否権を行使した。州議会民主党は三分の二の多数で知事の拒否権をくつがえそうとしたが、失敗した。このようにして、選挙区再編成案をめぐる州議会と知事の対立が深まった。事態を打開するために、ウィルソン知事は州最高裁に再編成作業を行なうように要請した。これを受けて、州最高裁は再編成作業を担当する三人のスペシャルマスターを任命した。スペシャルマスターたちは一二

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

二九

月二日に再編成案を作成し、州最高裁に提出した。同案では再編成の基準が遵守された。とくにマイノリティ代表選出力に配慮し、黒人やヒスパニック系が多数となる選挙区づくりがふくまれていた。同案はまた民主党優位の選挙区を減らし、接戦選挙区を増やした。一九九二年一月二七日、州最高裁は同案に基づく再編成を阻止しようとする訴訟を却下した。連邦司法省は二月一九日同案を承認した。

(二) ニューヨーク州連邦下院選挙区の事例

つづいて、連邦下院選挙区再編成の具体的事例として、ニューヨーク州を検討してみよう。ニューヨーク州は一九世紀初頭より人口最大の州として連邦下院議席数も最も多く配分されてきた。しかし、同州では第二次大戦後、人口が停滞し、その結果、国勢調査のたびに配分議席数が減少し、一九七〇年には議席数第一位の座をカリフォルニア州に譲った。その後も議席数は減少を続け、一九七〇年代には七〇万人の人口減となり、一九八〇年議席再配分では五議席減の三四議席に、さらに一九九〇年には三議席減の三一議席になった。議席数の減少は現職議員にとって選挙区の数削減となることを意味し、重大な影響をおよぼす。また、政党や議員の背後にいる利益団体もその勢力にかかわることであるので、大きな関心を払う。ニューヨーク州ではどのようにして議員定数削減後の選挙区再編成を実施したのであろうか。

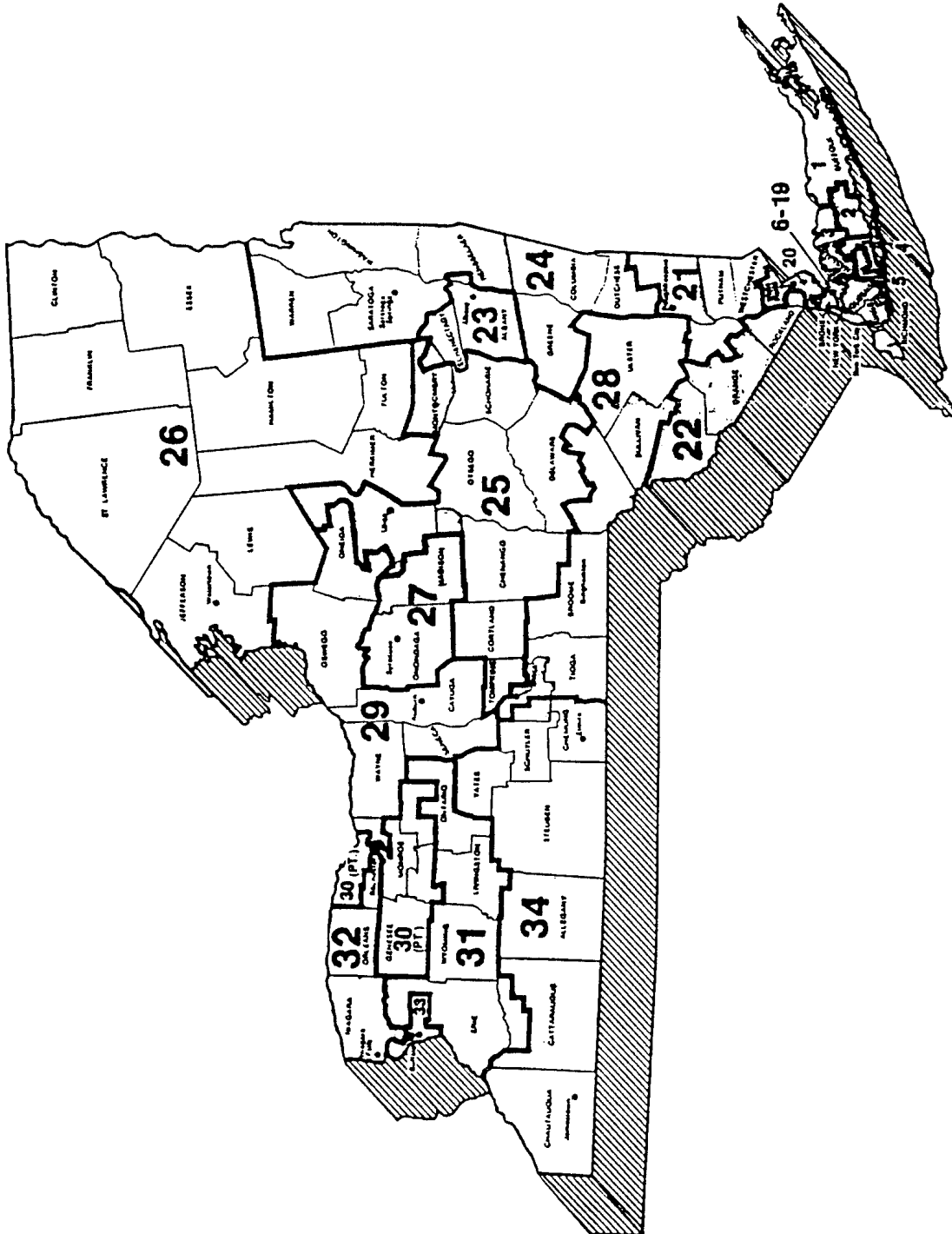
本稿ではニューヨーク州の一九九〇年代の選挙区再編成の経過を詳細に検討するが、その前に同じく大幅議席減となった一九八〇年代の再編成の経過を概括しておくことにする。⁽⁵³⁾一挙に五議席も削減され、ニューヨーク州の連邦下院選挙区再編成には困難が予想され、そして実際に紛糾した。ニューヨーク州の人口分布では最大の都

市ニューヨーク市での議席減が必須であった。しかし、ニューヨーク市は民主党の強い地盤であり、民主党は州議会下院の多数党でかつ知事も民主党ということから、民主党にのみ犠牲をおしつけることは困難であった。民主党と共和党指導者の間で協議がくりかえされた末、共和党現職の選挙区から二つ、民主党現職の選挙区から二つを減らし、残り一議席は「フェアファイト」つまりほぼ互角の共和党現職と民主党現職を同じ選挙区で戦わせることで妥協が成立した。

その結果、共和党は共和党の勢力が強く、現職のいるロングアイランドとアップステートで二選挙区を解体することにした。すなわち、ロングアイランドのジョン・ハウテリアとグレゴリー・カーマンを同一の選挙区に、アップステートのジョージ・ポートルイとゲリー・リーを同一選挙区にまわすことにした。なお、カーマンはその後引退を表明した。他方、民主党はニューヨーク市内で二つの選挙区を減らすことにし、ブロンクスでマリオ・ビアンギとジョナサン・ビングマンを同一選挙区に、ブルックリンでレオ・ゼフレッティとガイ・モリナリーを同一選挙区にすることにした。なお、その後、ビングマンは引退を表明した。「フェアファイト選挙区」としてニューヨーク市北郊で両党互角の選挙区がつくられた。民主党現職のピーター・ペンサーと共和党現職のベンジャミン・ギルマンが同一選挙区で戦うことになった。「犠牲」となったこれら現職議員は両党とも比較的若手の新参議員で、当選回数が多い議員とか有力議員の選挙区は守られることになった。加えて、ヒスパニック系住民がニューヨーク市内で増加したことから、このとき、マンハッタンに新しくヒスパニック系住民の多い選挙区を一つ増設することが決まった。

こうした内容の再編成案は一九八二年連邦議会選挙予備選挙の立候補締切日を一ヶ月近く延期した同年七月初

図一1 1980年代ニューヨーク州の連邦下院選挙区



出所 : Congressional Quarterly Inc. *State Politics and Redistricting* (1982) p. 33.

論
説

三三

めによりやくまとまった。同案は州上院を五三対五、州下院を九六対四三で通過し、民主党のケリー知事も署名したので成立した。つづいて連邦司法省も承認したので発効した。一連の経過より、議席減となった場合、州議会で上院は共和党が多数、同下院は民主党が多数のように分裂しているとき、一方にのみ不利になる案はどうてい成立しないので、両党の痛み分けにならざるをえない。そのさい、犠牲になるのは当選回数のない新参議員だったのである。

一九九〇年国勢調査ではニューヨーク州は一九八〇年調査時より四三万人余り増加したものの、合衆国全体で二二〇〇万人余り増加したため、またも議席減となり、三一議席となった。今回も選挙区再編成を扱う州議会は分裂し、上院は共和党が多数党、下院は民主党が多数党であった。知事は民主党のマリオ・クオモであった。ニューヨーク州では州議会内に人口調査・議席再配分実務作業委員会が設置されており、これが選挙区再編成実務を担当する。この委員会は一九七八年に発足した常設機関で、日常的には州の人口移動状況を調査・分析し、州のさまざまな計画や政策構想の資料を作成しているが、選挙区再編成が始まると原案づくりを担当する。構成は州上院二名（民主、共和各一名）、州下院二名（民主、共和各一名）ならびに民主党と共和党が推薦する民間有識者各一名の合計六名となっていた。委員長は共和党の州上院議員、副委員長は民主党の下院議員であり、さらに委員会を補佐する事務局長も二人制でそれぞれ民主党、共和党の推薦人事である。このような構成は州議会上院多数党と下院多数党が別々であることを反映したものにほかならない。⁽⁵⁴⁾

州議会人口調査・議席再配分実務作業委員会は一九九二年連邦議会選挙に間に合うべく作業を開始した。⁽⁵⁵⁾当初の予定では、まず、データ収集と電算機への入力作業を行い、つづいて、事前の公聴会を州内各地で開催するこ

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

三三三

とにした。ニューヨーク市で五回、ロングアイランドで一回、ロチェスターで一回、バッファローで一回そしてシラキューズで一回の公聴会を開催し、関係者や一般市民から選挙区再編成についての意見や要望を聴取した。それから委員会案の作成に取り組み、遅くとも一九九一年一二月末日あるいは一九九二年一月初めまでには完了することにした。一九九二年一月に委員会案に対する公聴会を行い、二月に州議会に正式に提案する、それから知事の署名を四月に求め、そして二ヶ月の連邦司法省の検討を受ける予定であった。このスケジュールが予定通りに進むと、一九九二年六月の予備選挙の立候補締切までに再編成が終了することになる。

州議会人口調査・議席再配分実務作業委員会は原案づくりを開始した。同委員会の構成は前述したように、民主党三人、共和党三人となっており、いずれにしても妥協しなければならない。同委員会は妥協案づくりのため、一九八〇年国勢調査に基づく再編成の方式を当初参考にし⁽⁵⁶⁾ようとした。それは、民主党現職と共和党現職の選挙区をそれぞれ一つ解体する、残り一つは民主党現職と共和党現職を同一の選挙区にまわす（いわゆる「フェアファイト選挙区」）やり方である。一九九二年初め頃までに、次のような案が有力視されていた。すでに上院議員選挙への立候補をめざしていたロングアイランドのロバート・ムラジク（民主党）の選挙区を解体する、ニューヨーク西部の共和党現職の選挙区を解体する、ニューヨーク市内で「フェアファイト選挙区」をつくるという案である。ニューヨーク州西部の共和党現職として標的にされたのは、若手のビル・パクソンであった。パクソンは、ニューヨーク州西部で人気の高かったジャック・ケンプ下院議員が一九八八年大統領選挙をめざして下院選挙への立候補を取り止めたことにより、エリー郡議会議員から連邦下院議員になった、いわば新参議員であった。一九八〇年代の選挙区再編成の経緯から、新参議員が犠牲になる可能性が高いと判断したパクソンは、自己の

選挙区を守る運動を開始した。彼は州共和党指導者や有力議員への働きかけや陳情を精力的に行なった。パクソンの運動は州共和党指導者の心を動かし、党に忠実で熱心なパクソンを守ろうとする気運が共和党内に出てきた。一九八〇年代の再編成方式で今回の原因による再編成に対処しようとしていた民主党に対して、共和党は同調しなくなった。両政党の「痛み分け」と「新参者を犠牲にする」という一九八〇年代の方式が放棄されてしまい、連邦下院の選挙区づくりは行き詰まりをみせた。州議会民主党と共和党それぞれの案が真っ向から対立する事態になった。両党の選挙区再編成案は次の通りであった。

〔民主党案〕

- ①ブルックリン、クイーンズ、マンハッタン東部にまたがるヒスパニック系の選挙区を新設する。
- ②共和党現職のノーマン・レントとレイモンド・マクグレイスをナソー郡で一つの選挙区にする。
- ③民主党現職のエリオット・エンゲル（ブロンクス）とジェームズ・ショイア（ウイーンズ）をナソー、クイーンズ、ブロンクス、ウエストチェスターにまたがる一つの選挙区にする。
- ④民主党現職テオドア・ワイズ（マンハッタン）と共和党現職ビル・グリーン（マンハッタン）をマンハッタンとブロンクスの一部をふくむ一つの選挙区にする。
- ⑤共和党現職ビル・パクソンと民主党現職ジョン・ラファールスをニューヨーク州西部の民主党の優勢な一つの選挙区にする。
- ⑥民主党現職ロバート・ムラゼク（引退）の選挙区を解体する。

民主党案は基本的に一九八〇年代の再編成方式の特徴である「痛み分け」により妥協をはかろうとするものだ

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

った。共和党現職同士、民主党現職同士をそれぞれ一つの選挙区にする、民主党現職と共和党現職を同一の選挙区とする、いわゆる「フェアファイト選挙区」を徹底するため、ほぼ五角の二選挙区を用意する、民主党現職ムラゼクの引退による民主党の減少は民主党の強いヒスパニック系の選挙区を新設することで相殺するという内容である。

〔共和党案〕

①二つのヒスパニック系が多数となる選挙区を創設する。一つはブルックリン、クイーンズおよびマンハッタン東部に、いま一つはマンハッタンとブロンクスの一部をふくむ。民主党現職ワイズをその選挙区に入れる。

②民主党現職ゲアリー・エッカーマン（クイーンズ）とトーマス・マントン（クイーンズ）を同一の選挙区にする。

③民主党現職エンゲルとニタ・ロウイ（ウエストチェスター）を同一の選挙区にする。

④民主党現職ラファルスとルイズ・スローターをニューヨーク州西部で同一の選挙区にする。

⑤ムラゼクの選挙区を解体する。

共和党案はヒスパニック系の選挙区を二つ創設するという内容をふくんでいるものの、民主党現職同士を戦わせ、民主党の議席減少をあからさまに意図した党派的案であった。民主党としてとうてい受け入れることはできない案であった。このようにして民主党と共和党の間の協議は行き詰まり状態になった。

当初の日程では、一九九二年六月九日が連邦議会選挙予備選挙の立候補届け出の最終日とされた。二ヶ月間の連邦司法省の検討期間が必要であるので、それを考慮すると四月九日には再編成案は成立していなければならな

い。しかし、三月下旬に至っても、州議会民主党と共和党の対立は続き、進展はみられなかった。こうした事態にたいして、オグデン居住の共和党活動家マイケル・ウォリングが「一九九二年連邦下院選挙への立候補を考慮しているが、選挙区がまだ確定していない。これは州議会が怠慢だからである」として裁判所が再編成に乗り出すよう連邦地裁に提訴した⁽⁵⁷⁾。同氏は一九九〇年連邦下院選挙に同州第三二選挙区から立候補し、落選した経歴をもっていた。この提訴を受け、連邦第二巡回控訴裁判所のジェームズ・オークス判事は、州議会が再編成に進展がみられないようであるならば、裁判所として事態の解決のため、三人の連邦地裁判事から成るパネルを編成し、これに取り組ませると言明した。このパネルは各党の再編成案のいずれかを採択するかあるいは新たな再編成案をつくるスペシャルマスターを任命するとみられた。連邦地裁判事の多くは共和党政権によって任命されており、民主党は連邦地裁判事のパネルに再編成を委ねることに危機感をもった。

ニューヨーク州連邦下院民主党議員団はそうした連邦地裁の動きをみて、州最高裁に再編成を求めて提訴した。州最高裁判事の多くはケリー、クオモ両民主党知事に任命されており、民主党に有利な配慮が期待されたからである。州最高裁ではジェームズ・ショー判事がこの問題を扱うことになり、再編成案の検討を開始した。他方、連邦地裁のパネルは元ニュージャージー州連邦地裁判事で共和党員のフレデリック・ランシーをスペシャルマスターに任命し、同氏に再編成案づくりを要請した。ランシーは早速再編成案づくりに着手し、次のような案を作成し、連邦地裁に提出した。

- ① 共和党現職ノーマン・レントとレイモンド・マクグレイスを同一選挙区にする。
- ② 民主党現職エッカーマンとショイアを同一選挙区にする。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

③ 共和党現職アルノ・ヒューストンと民主党現職マッシュュー・マクヒューを同一選挙区にする。
 ④ 共和党現職パクソンと民主党現職ラファルスを同一選挙区にする。
 ⑤ ニューヨーク市内にヒスパニック系の選挙区を二つつくる。
 他方、州最高裁も再編成案作定に取り組み、次のような案を作成した。

- ① 民主党現職ロウイとエッカーマンを同一選挙区にする。
- ② 共和党現職グリーンと民主党現職ワイスを同一選挙区にする。
- ③ 民主党現職スローターと共和党現職フランク・ホートンを同一選挙区にする。
- ④ ニューヨーク市内にヒスパニック系の選挙区を新たに一つ増やす。

このようにして連邦地裁と州最高裁がそれぞれ選挙区再編成に関与し、案をつくるという事態になった。すでに述べたように、連邦下院の選挙区再編成は州の事項であるので、州の裁判所に関係する。だが、選挙区再編成は連邦投票権法にかかわる事項であることから、連邦裁判所も管轄権を有するのである。事態は州裁判所と連邦裁判所の管轄権をめぐる論議になった。両裁判所は協議ののち、州議会での合意を強く要請し、合意に達するならば、訴訟を却下するとした。

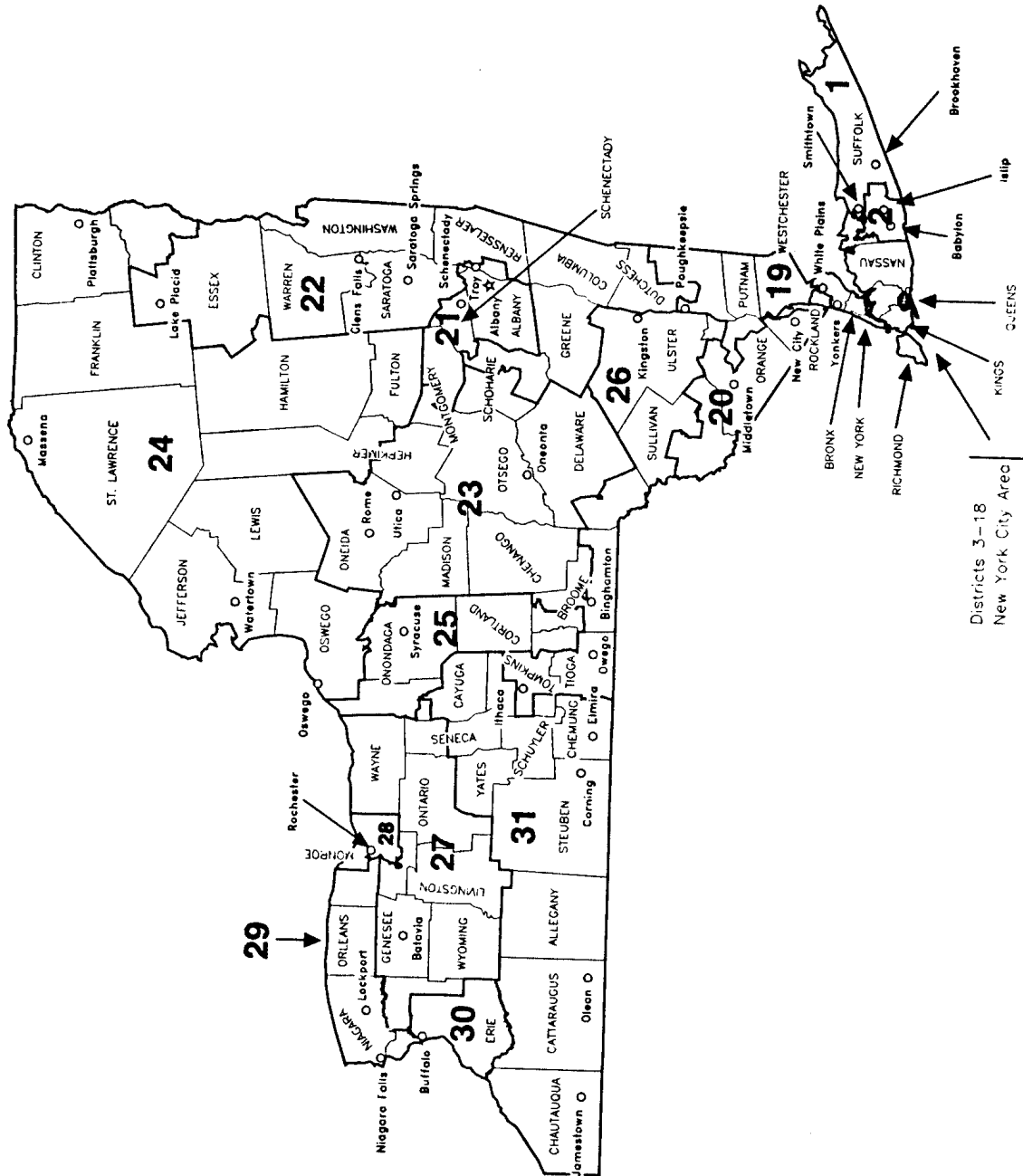
再び州議会で再編成の論議がなされることになった。今度は、州最高裁案と連邦地裁案のいずれかを選ぶかを州議会として迫られた。州議会内部では、両政党の「痛み分け」「新参者を犠牲にする」という一九八〇年再編成のさいの方式にこだわらず、いずれの政党にも有利にならない「フェアファイト選挙区」方式で決着をつけるとする気運が高まった。そして州最高裁案を支持する意見が多く提出された。州最高裁案で同一選挙にされるワ

イス対グリーンおよびホートン対スローターの戦いはほぼ互角とみられた。また、民主党同士のロウエイ対エックマンを同一選挙区にする代わりに、ヒスパニック系のための選挙区をニューヨーク市内に新設することとし、その結果、民主党の議席減にはいたらないようにされた。他方、連邦地裁案に対しては強い反発が出された。同案では、「痛み分け」、「新参者不利」方式が色濃くみられたが、州最高裁案に比べて犠牲になる現職の数が多いこと、さらに変動幅が大きいことから、他の現職議員の選挙区境界にも影響が出るとみられた。結局、州議會は州最高裁案を採択することで合意に達した。一九九二年六月八日、州議會上院は三九対二〇で同案を可決し、翌日州議會下院も九一对五一で同案を可決した。二日後の六月一日、クオモ知事は同案に署名した。すでに予備選挙の候補者届け出締切日は六月九日から七月二七日に延期されていた。それでも日程が切迫していたため、通常は二ヶ月必要とされる連邦司法省の検討期間も一ヶ月弱に短縮された。さらに、予備選挙立候補のための署名活動も通常の三八日間から一九日間に短縮され、そして必要な署名数も半数にされた。

州最高裁案の採択についてヒスパニック系住民は強い不満を表明した。一九八〇年代の選挙区再編成のさいにニューヨーク市内にヒスパニック系住民が多数となる選挙区が創設されたが、その後もヒスパニック系人口の増加は続いた。連邦地裁案では、さらに二つのヒスパニック系選挙区の増設がふくまれており、ヒスパニック系住民は当然同案の採択を要求していた。州議會が同案ではなく、一つのヒスパニック系選挙区の増設をふくむ州最高裁案を採択したことに彼らは不満であり、その実施を阻止するため、裁判所に提訴すると表明した。ヒスパニック系住民団体の一つであるプエルトリコ人権擁護・教育基金は、連邦地裁に実施の差し止めを求めて提訴したが、却下された。結局、州最高裁案が確定し、一九九二年一月の連邦下院選挙は同案で実施された。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

図一 2 1990年代のニューヨーク州連邦下院選挙区



出所 : Congressional Quarterly Inc. *Congressional Districts in the 1990 s*, p. 494

論 説

五、地方議会選挙区再編成の事例

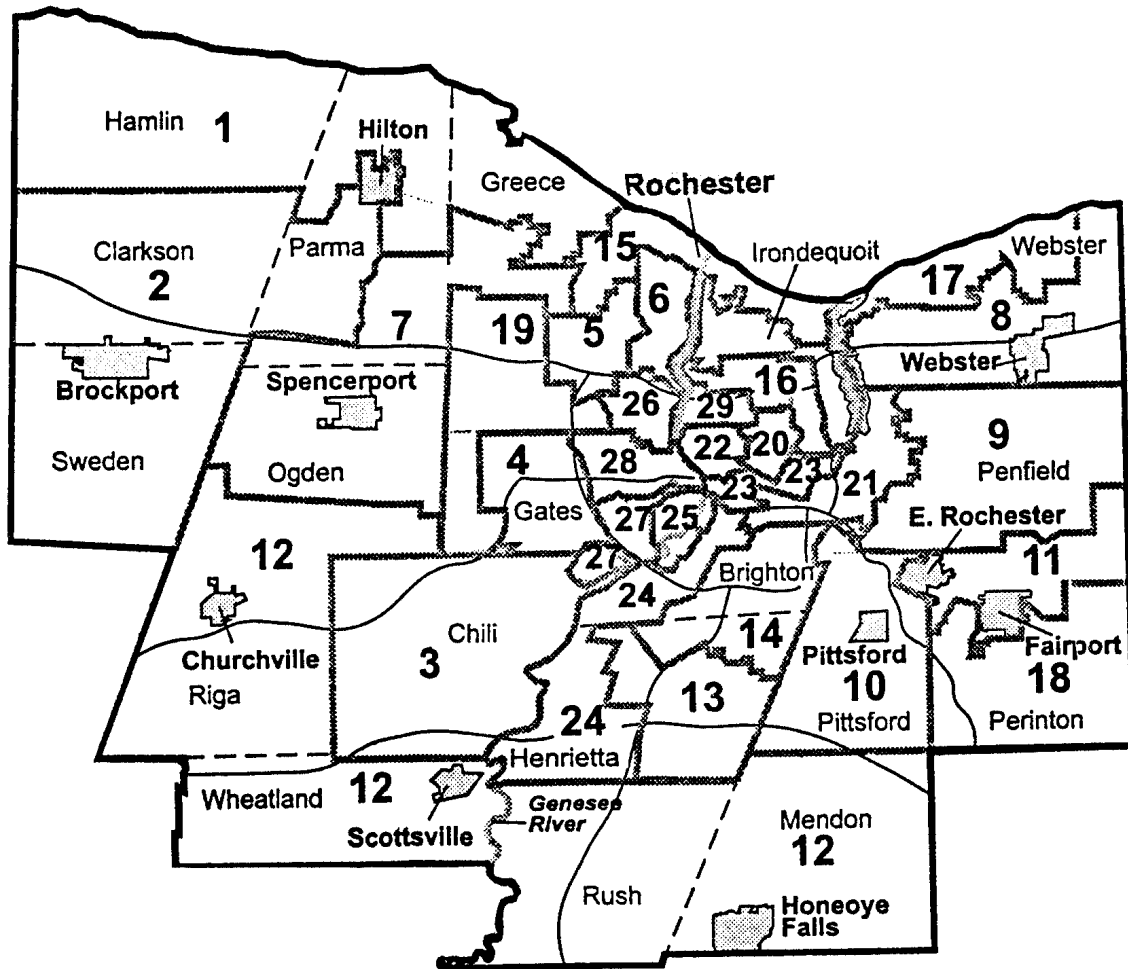
(一) ニューヨーク州モンロー郡議会の事例

これまでもつばら連邦下院選挙区の再編成手続きと基準ならびに実態を検討してきた。すでに述べたように、連邦下院選挙区と州議会選挙区の再編成は州の事項となっており、州レベルで作業が進められ、実施される。では、地方議会の選挙再編成はどのようにして行なわれるであろうか。アメリカの地方議会の選挙制度は一様ではなく、アットラージ制を採用している議会も少なくないが、やはり圧倒的に多いのは小選挙区制である。小選挙区制を採用している以上、人口変動に基づいて定期的に選挙区再編成を実施しなければならない。本稿ではニューヨーク州モンロー郡議会と同州ロチェスター市議会の一九九〇年国勢調査に基づく再編成の手続きと実態を事例としてとりあげ、検討することにした。

モンロー郡はニューヨーク州西北部、オンタリオ湖の南岸に位置し、中心都市ロチェスター市とその周辺部から成る。ロチェスター市はコダック社の本社と工場、ゼロックス社の主力工場などがあるハイテク産業都市である。ロチェスター市の人口は約二三〇、〇〇〇人で州第三の都市である。政治的には民主党の勢力が強く、市長と市議会議員（九人）全員が民主党員である。ロチェスター市をとりまく周辺部は住宅地と農業地域である。保守的な中流白人が居住し、政治的には共和党が強い。したがって、モンロー郡ではロチェスターは民主党の地盤、周辺部の町村は共和党の地盤となっていた。モンロー郡議会の選挙区再編成が開始された一九九一年当初の郡議会の構成は、定数二九のうち民主党一六、共和党一三となっていた。⁽⁵⁸⁾

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

図-3 モンロー郡議会選挙区



出所：Rochester Democrat and Chronicle (November 6, 1991), 2A.

前回の一九八〇年国勢調査以降、モンロー郡内の人口状況に変動がみられた。まず、ロチェスター市内の人口は停滞していたが、周辺部、ことに 그리스、メンドン、ピッツフォードなどの郊外住宅地域の人口が増加し、ドーナツ現象が進行していた。また、とくにロチェスター市内ではヒスパニック系人口の増加がめざましく、それにもないヒスパニック系住民から代表確保の要求が出されるようになった。こうした人口変動に対応すべく、モンロー郡議会の選挙区再編成が一九九一年初めに開始された。同年二月五日、郡議会内に選挙区改定委員会を設置することが決まった。委員は郡議会議長

論
説

四一

(民主党)、多数党指導者(民主党)、少数党指導者(共和党)、郡選挙管理委員長(民主党ならびに共和党)の五名であった。⁽⁵⁹⁾ 民主党三名、共和党二名という構成は郡議会内の勢力を反映していた。この委員会のもとで専任スタッフとしてジョン・アボットが統計資料収集とか電算機処理作業に従事した。アボットは民主党員で、それ以前は郡議会議長のスタッフとして働いていた。彼はすでに再編成の実務作業を一九九〇年六月頃より開始していた。

二月二七日、三月七日、三月二〇日の三回にわたって郡議会選挙区再編成について公聴会が開催され、関係者や一般市民の意見聴取が行なわれた。四月八日にはヒスパニック系住民団体より、ヒスパニック系住民の居住する地域を集めて一つの選挙区とするよう要望が提出された。そして四月一二日選挙区改定委員会案(原案とする)が発表された。⁽⁶⁰⁾ 民主党が主導権を握るこの委員会案は、実質的に民主党案といってよかった。その特徴は九つの「混合選挙区」をふくんでいることであった。ロチェスター市内の人口が停滞し、他方、郊外人口は増加しているため、ロチェスター市内の選挙区は減らさなければならぬが、しかし、それは民主党にとって打撃となる。それを避けるために、市内と郊外の町村を併合して選挙区をつくる、すなわち市内と郊外の「混合選挙区」をつくる、ただし、各「混合選挙区」内では市内人口のしめる割合を大きくし、民主党に有利になるように線引きするというのが主たる内容であった。これは郡議会内の民主党優位を維持する、さらに共和党優勢の郊外を分断するねらいが明らかであった。さらに、原案ではヒスパニック系人口の増加を考慮して、市内にヒスパニック系住民が多数となるような選挙区を一つ創設することもふくまれていた。しかし、ヒスパニック系と黒人の居住地域は実際には混在しており、ヒスパニック系の居住地を集めて選挙区を新たに編成することは、従来の黒人多

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

四三

数の選挙区を分断することになり、その結果、黒人議員が減少することが予想された。

原案に反対する共和党は対抗して独自の再編成案を作成した。それは「混合選挙区」をつくらない、ヒスパニック系選挙区を一つつくるという内容であった。「混合選挙区」をつくらないということは、市内の選挙区を減らし、郊外の選挙区を増やすことを意味していた。また、黒人団体も原案では現職黒人議員（いずれも民主党）の選挙区が大きく変更され、打撃を受けるとして反対声明を出した。四月二〇日、郡議会共和党議員団と黒人議員グループは共同して別の再編成案の作成を開始した。それは両者の主張をとりいれた折衷案であった。すなわち、ヒスパニック系選挙区はつくらない、「混合選挙区」はつくらないという内容であった。黒人議員グループと共和党議員団の共同の案には、民主党議員の中から数名が同調する動きをみせた。そのことは郡議会内に新たな多数派が形成され、従来の民主党主導が揺らぐことを意味した。この動きに対して民主党議員団指導部は分裂を回避するために、妥協の方向を採った。四月末日、民主党議員団は妥協案を作成した。それはヒスパニック系選挙区は新設せず、その結果として黒人選挙区は分割しない、四つの「混合選挙区」をつくるという内容の案であった。この妥協案に黒人議員グループは同意し、これが最終案になった。一九九一年五月九日、モンロー郡議会は民主党多数の賛成でこの案を可決した。民主党の郡政府主席もこれを承認し、署名したので、成立した。

しかし、共和党議員団は新しい再編成案に依然強い不満をもった。当初の九つから四つに減ったとはいえ、「混合選挙区」がふくまれていることへの反発があった。また、ヒスパニック系住民も新しい再編成案では自分たちの代表が選出されないとして不満を表明した。郡共和党委員会は新しい再編成案の実施を阻止するため、住民投票に付すことを求めていくとし、早速、住民投票実施のための署名運動が開始された。住民投票実施のため

には登録有権者の五％の署名が必要であり、このときは一一、五〇〇人の署名が要求された。精力的な署名運動の結果、一七、〇〇〇人の署名が集まり、住民投票が実施されることになった。住民投票は一九九一年一月の郡議会選挙のさいに同時に実施することとし、郡議会選挙自体は新たな再編成案で行なわれることになった。

一九九一年一月六日、モンロー郡議会選挙、モンロー郡政府主席選挙が行なわれ、同時に新しい選挙区再編成案についての住民投票も実施された。住民投票の結果は、賛成五七、九三三、反対六七、四六二で新選挙区再編成案は否決された。なお、ロチェスター市内では賛成一二、一五九、反対九、三六〇と賛成が上回ったものの、郊外では賛成四五、七七四、反対五八、一二二と反対が上回った。ロチェスター市内で反対票が相当数出たことが全体として反対が賛成を上回ったことにつながった。郡議会選挙では民主党に有利な選挙区割りもあって、民主党一七議席、共和党一二議席となり、民主党は優位を維持した。しかし、民主党にとってさらに痛い打撃となったのは、郡政府主席選挙において民主党現職が対立候補の共和党州下院議員に敗北したことである。郡議会選挙では優位を確保したものの、民主党は選挙区再編成案の住民投票で敗北し、郡政府主席選挙で現職を落選させ、政治的に大きく後退することになった。

新選挙区再編成案が住民投票で否決されたので、郡議会として再度新たな再編成案の作成を迫られることになった。民主党は郡議会での優位を維持したものの、郡政府主席を共和党に奪われた結果、従来のような主導権はもはやとれないと判断した。郡政府主席は拒否権を有するので、その意向を無視することはできなかった。郡議会は一九九二年早々、民主、共和両党が共同して選挙区再編成案を作成する選挙区改定委員会を発足させた。これは両党が妥協して一致しうる案をつくることを前提した委員会であった。一九九二年二月二日、同委員会は

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

四五

合意に達し、選挙区再編成案が発表された。その内容は、二つの「混合選挙区」をつくる、三人の民主党現職を同一の選挙区にする、そのかわりに共和党の強い地域で二つの現職のいない選挙区をつくるというものだった。先の案よりも「混合選挙区」の数は減っており、また女性と黒人をふくむ民主党現職が同一選挙区にまわされるなど民主党にとって厳しいものであった。しかし、民主党議員団幹部は共和党との合意を得るためにはやむをえないと判断した。この案に対して、民主党の女性議員と黒人議員は反発し、反対を表明し、同党は分裂状態になった。結局、これらの議員を除く民主党と共和党の賛成により、同案は一九九九年で可決された。共和党の郡政府主席はこれに署名し、発効した。

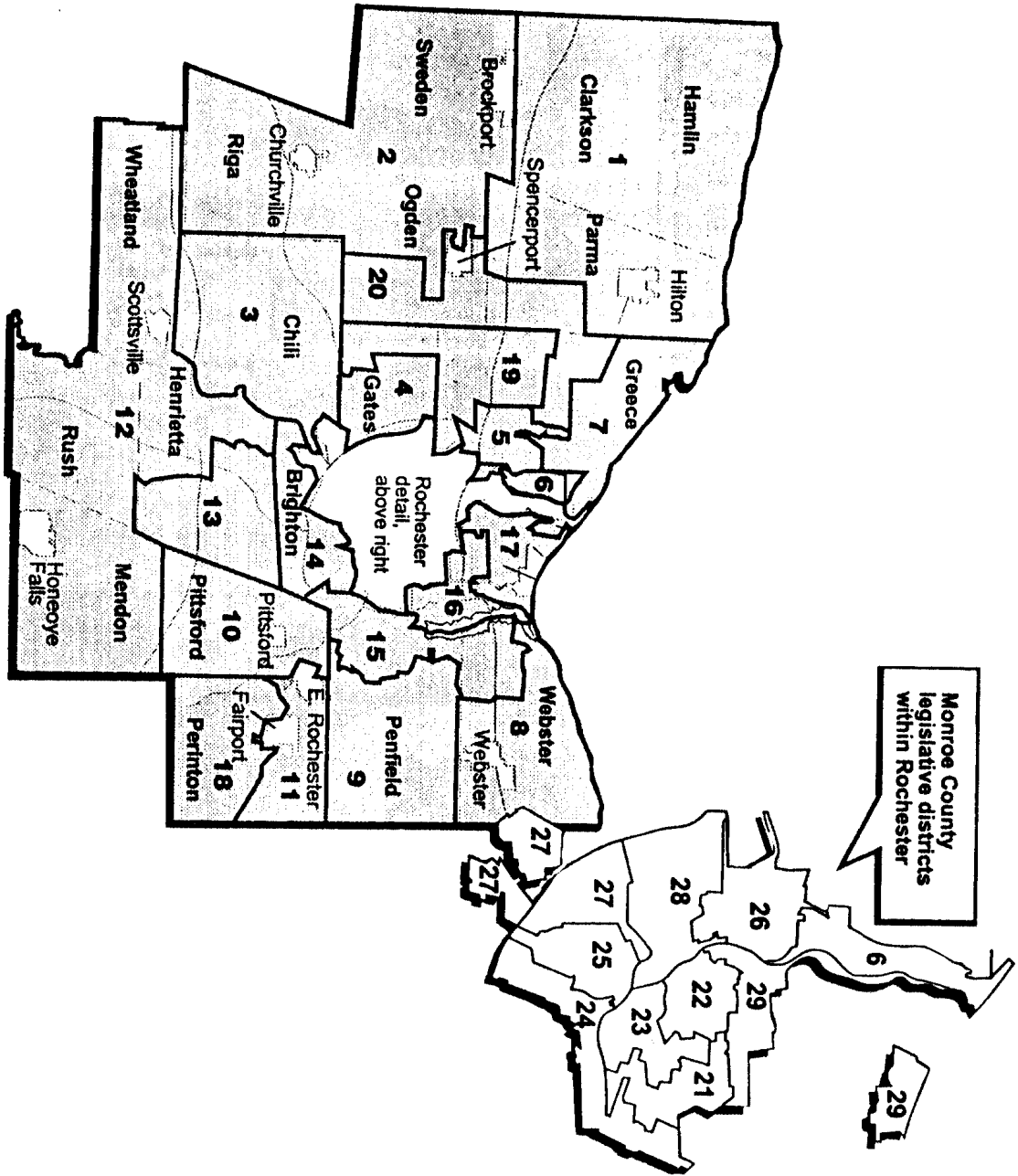
(二) ニューヨーク州ロチェスター市議会選挙区の事例

つづいて、地方議会の選挙区再編成のいま一つの事例として、ニューヨーク州ロチェスター市議会の一九九〇年国勢調査に基づく再編成をとりあげよう。ロチェスター市は前述したように、モンロー郡の中心都市であるが、郡議会選挙区再編成が党派の紛争の中で二転三転したのに対し、同市議会の選挙区再編成はきわめて順調に進行した。したがって、ロチェスター市議会の事例は順調に進行した選挙区再編成の事例ともいうことができる。

ロチェスター市議会は定数九人で、小選挙区制とアットラージ制により議員を選出している。九人のうち、四人が市内四選挙区、すなわち北西選挙区、南選挙区、北東選挙区、東選挙区から選出され、五人がアットラージ制で市域全体から選出される。すでに述べたように、ロチェスター市は民主党が優勢で、九人の市会議員全員が民主党である。さらに、市内の人種構成を反映して、白人五人、黒人三人、ヒスパニック系一人となっている。一

図-4 改定されたモンロー郡議会選挙区

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成



出所：Rochester Democrat and Chronicle (March 1, 1992), 15A.

表—3 ロチェスター市議会選挙区人口

現行選挙区	人口	理想人口	偏差	%
北東選挙区	58565	57909	656	1.1
東 選挙区	57701	57909	-208	-0.4
南 選挙区	57316	57909	-593	-1.0
北西選挙区	58052	57909	143	0.25
改定選挙区	人口	理想人口	偏差	%
北東選挙区	58261	57909	352	0.6
東 選挙区	58005	57909	96	0.2
南 選挙区	57316	57909	-593	-1.0
北西選挙区	58052	57909	143	0.25

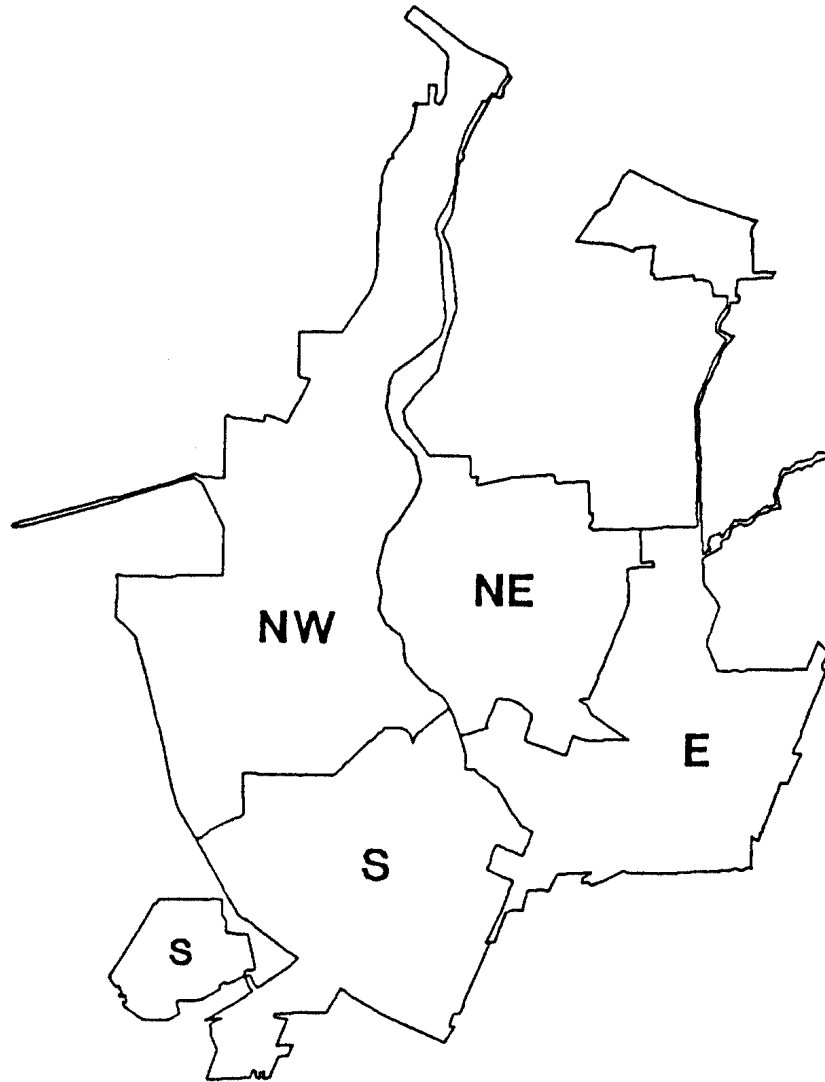
出所：Monroe County Board of Elections, *Political Handbook 1991*, p. 50.

論
説

九八〇年代のロチェスター市の人口は停滞傾向にあり、しかも市内での人口移動も少なかった。ちなみに、ロチェスター市の人口は一九九〇年国勢調査では二三一、六三四人で平均選挙区人口は五七、九〇九人である。市内四選挙区の平均人口からの逸脱は北西選挙区で〇・二五％、南選挙区でマイナス一・〇％、東選挙区でマイナス〇・四％、北東選挙区で一・一％にすぎなかった。これまでの判例からも地方議会ではこの程度の逸脱ならば再編成しなくても、違憲状態とはいえなかった。しかし、ロチェスター市議会では憲法の趣旨に沿って、再編成を実施することにした。一九九一年四月三〇日、九人の市会議員全員により構成される選挙区改定委員会が発足し、再編成案作成作業を開始した。実際には、市議会(61)首席補佐官のウィリアム・サリバンが実務担当者になり、作業を進めた。サリバンは議会の意向をふまえて、逸脱がもっとも大きい北東選挙区の若干の手直しにとどめることとし、表—3のような改定案を作成した。改定案では、現行北東選挙区より三〇四人を東選挙区に移しただけであり、選挙への影響は少なかった。サリバンの原案を市議会選挙区改定委員会は異議なく了承した。五月三日、原案は市議会に提案され、一〇日に可決された。五月一七日、民主党市長は改定案の公聴会を開催した。

四八

図一5 改定されたロチェスター市議会選挙区



アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

出所：Monroe County Board of Elections. *Political Handbook 1991*, p. 37.

公聴会への市民の関心は低く、出席者数も少なかった。公聴会では、改定案に対してほとんど異論は出なかった。同月二〇日、市長も同意し、改定案は成立した。

このようなロチェスター市議会の選挙区再編成は紛争のない順調な選挙区再編成の典型ともいえ、紛糾を重ねたモノロー郡議会の場合とは対照的である。郡議会の場合と比較して、ロチェスター市議会の選挙区再編成の特徴は大幅な人口変動がないこと、したがって選挙区境界の大幅な変更がないこと、議会内に党派

四九

的対立がないこと、マイノリティ間での議席構成が安定していることが指摘されよう。

六、民主政治と議員定数再配分・選挙区再編成

以上で検討してきたアメリカの議員定数再配分と選挙区再編成は、定数不均衡の是正およびマイノリティの代表性の確保をめざす継続的努力とみなすことができる。それは公正な代表選出制度確立努力とも考えることができる。つまり、法の下での平等、とりわけ一人一票の原則の確立がめざされる。アメリカにおいてとくに顕著であるのは、形式的平等に加えて実質的平等の実現がめざされていることである。従来、差別により政治的発言権を奪われてきたマイノリティのために、代表性を実質的に確保するマジョリティ・マイノリティ選挙区づくりが推進されているのである。

しかし、アメリカのこの徹底的ともいえる平等な規模の選挙区づくりやマイノリティ代表の確保は別の重大な問題も招来している。その一つは選挙区再編成をめぐる党派的・人種的紛争である。すでに述べたように、選挙区再編成の五つの基準のなかで人口規模の平等とマイノリティの代表性確保が優先されることから、他の基準、とりわけ緊密性とか郡・市の境界の尊重は事実上軽視される。その結果、特定の政党とか人種集団に有利になる選挙区づくりが公然と行なわれるようになった。アメリカでは選挙人名簿に登録するさいに支持政党名の表明を求めるところが多い。選挙人名簿には支持政党名が記載され、公表されている。さらに、どの人種集団がどの地域に居住しているかも周知の事実である。そこで、選挙区再編成にさいして自党にあるいは自らの人種集団に有利になるような線引きが行なわれるのである。一九八〇年代のカリフォルニア州の連邦下院選挙区再編成は党派

的再編成の典型である。また、一九九〇年代のニューヨーク州モンロー郡議会選挙区の再編成において、黒人とヒスパニック系住民の間で激しい対立が生じた。

こうした再編成をめぐる党派的・人種的紛争により、選挙区が確定するのに時間がかかる、その間になんども再編成案が変更される、それぞれの案に対して非難が応酬されるという事態が各地で起きている。一九八〇年代のカリフォルニア州の連邦下院選挙区再編成においては、バートン案の成立、住民投票によるバートン案の否決、そして新バートン案の成立という過程を経た。この間、激しい党派的対立が繰り返され、かけ引きや工作がなされた。最終的に新バートン案が確定したが、その妥当性についてはその後も批判が続いている。一〇年後の一九九〇年国勢調査による再編成にさいし、共和党のウィルソン知事は新バートン案の政治的効果を払拭することを要求して、民主主導の州議会が可決した選挙区再編成案に拒否権を発動した。一九九〇年国勢調査に基づくニューヨーク州モンロー郡議会の選挙区再編成にさいしては、党派的対立とともに人種的紛争も顕著になった。自分たちの代表を確保しようとする黒人に対して、人口増を理由に代表を出したいヒスパニック系住民は黒人居住者の地域を分断しても彼らが多数となる選挙区づくりを要求した。そのようなヒスパニック系の要求は黒人代表の減少になるとして、黒人団体は強く反発した。

こうした紛争を防止する、また解決する方法はアメリカで確立しているとはいえない。党派的・人種的紛争で行き詰まっている場合、しばしば裁判所が介入して選挙区再編成の実現をめざすが、決定的解決法とはなっていない。アメリカの裁判制度の特徴として裁判官の党派性が指摘されるのである。一九九〇年国勢調査に基づくニューヨーク州連邦下院選挙区再編成にさいして、党派的对立による行き詰まり状態を打破するために、民主党は

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

州最高裁に、共和党は連邦地裁による再編成を求めた。それは両裁判所の管轄権論争にまでなった。中立的第三者機関による再編成も若干の州で試みられているが、依然、州議会の介入がみられるなどアメリカでは第三者機関方式は確立しているとはいいがたい。選挙区再編成をめぐる紛争や裁判所の介入は、選挙民の間に選挙区再編成への不信感をもたらすのみならず、選ばれた議員に対する不信感をもうみだす。

こうした紛争について、アメリカでは民主主義のさけがたいコストとみなされ、そこで生じる問題を防止するためのよりよい方法を模索しているのが現状といえよう。たとえば、アットラージ制とか比例代表制の導入の議論もありうる。アットラージ制や比例代表制下の選挙では、選挙区再編成の必要性はなくなる。しかし、それらを推進する人たちはかならずしも多くはない。たとえば、マイノリティの人たち自身、アットラージ制や比例代表制には否定的である。彼らによれば、むしろ現行の小選挙区制の下で連邦投票権法の規定を生かしていくほうが自分たちにとってより有利になると考えている。⁽⁶³⁾

上記のような問題点や欠陥を有するものの、アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成は大きな政治的效果をもたらしてきている。最初に述べた連邦下院議員数の南部と西部における増加は、国政レベルでの政治的発言権や大統領選挙の帰趨に重大な影響をおよぼしている。さらに、一〇年ごとの定数再配分と選挙区再編成は現職議員に緊張感を与える効果がある。現職議員といえどもその選挙区に安住できないのである。選挙区の統廃合とか新しい選挙区への移行がありうることは、議員活動を活性化することにもなる。また、選挙区の私物化とか世襲といった問題を防止していくことにもなるのである。

注

- (1) 一九九二年アメリカ連邦議会選挙結果と議会の変貌については、拙稿「変貌するアメリカ議会」、関西学院大学アメリカ研究会編『ちまごまのアメリカ』（啓文社、一九九四年）、一〇五—一二二ページ。
- (2) Norman Ornstein, Thomas Mann and Michael Malbin, *Vital Statistics on Congress, 1993-1994* (American Enterprise Institute, 1994), p. 58.
- (3) Gary C. Jacobson, "Congress: Unusual Year, Unusual Election", Michael Nelson ed., *The Elections of 1992* (Congressional Quarterly Inc., 1993), pp. 153-182.
- (4) 上記シムソンの指摘をめぐり Susan Banducci and Jeffrey Karp, "Electoral Consequences of Scandal and Reapportionment in the 1992 House Elections," *American Politics Quarterly*, Vol. 22, No. 1 (January 1994), pp. 3-26. を参照。
- (5) *Vital Statistics on Congress 1993-1994*, p. 9.
- (6) 筆者はアメリカの議員定数再配分・選挙区再編成の概括的説明をすでに試みたことがある。拙稿「選挙区再編成の政治過程——アメリカ連邦下院選挙区を中心に——」、『公共選択の研究』第二〇巻（一九九二年二月）、六五—七五ページ。
- (7) Congressional Quarterly Inc., *Congressional Districts in the 1990s* (Congressional Quarterly, 1993), p. 2 の指摘を参照。
- (8) 憲法制定会議における下院の議席配分の議論については、渡辺重範『選挙と議席配分の制度』（成文堂、一九八五年）、四一—五二ページを参照。
- (9) シェフアーンソン方式については、Michel Balinski and H. Peyton Young, *Fair Representation* (Yale University Press, 1982) pp. 10-22 を参照。
- (10) ウェブスター方式については、Balinski and Young, *ibid.*, pp. 23-35 を参照。
- (11) ヴィントン方式については、Balinski and Young, *ibid.*, pp. 36-41 を参照。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

- (12) 過半数剰余方式については、Balinski and Young, *ibid.*, pp. 47-49を参照。
- (13) 一九二〇年代の議席再配分をめぐる紛争については、*Congressional Districts in the 1990s*, p. 8を参照。
- (14) アンテナメントン方式については、Balinski and Young, *ibid.*, pp. 49-53 及び Alan L. Clem, *Congress: Powers, Processes, and Politics* (Brooks / Cole, 1989), p. 46 を参照。
- (15) *Congressional Districts in the 1990s*, p. 8.
- (16) *Congressional Quarterly, CQ's Guide to 1990 Congressional Redistricting* (Congressional Quarterly, 1993), pp. 2-3.
- (17) *Congressional Districts in the 1990s*, p. 15.
- (18) *Congressional Districts in the 1990s*, p. 3.
- (19) *Congressional Districts in the 1990s*, p. 10.
- (20) *Congressional Districts in the 1990s*, pp. 10-11.
- (21) コールズグループ対グリーン事件判決の概要については、畑博行『アメリカの政治と連邦最高裁判所』（有信堂、一九九二年）、一七一一―一七三三ページおよび大宮武郎『選挙制度と議員定数は正』（北樹出版、一九九〇年）、一八六―一八八ページを参照。また、コールズグループ判決以後の流れを概括したものを、David Butler and Bruce Cain, *Congressional Redistricting* (Macmillan, 1992), pp. 26-41を参照。
- (22) 328 U. S. 549, 549-557.
- (23) 328 U. S. 549, 564-566.
- (24) *The American Political Science Review Vol. XLV, No. 1* (March 1951) pp. 153-157.
- (25) *Congressional Districts in the 1990s*, p. 12.
- (26) このようなマクローレンコートの特徴については、Bernard Grofman, *Voting Right, Voting Wrong* (Priority Press 1990) 及び Lucius J. Barker and Twiley W. Barker, *Civil Liberties and the Constitution, 6th edition* (Pren-

- rice-Hall 1990) を参照。
- (27) ヌイカー対カー事件判決については、畑、前掲書、一七四—一八一ページおよび *Congressional Quarterly Almanac* 1964 (*Congressional Quarterly* 1965), p. 384 を参照。
- (28) 369 U. S. 186, 267-280.
- (29) グレイ対サンダース事件判決の概要については、畑、前掲書、一八二—一八五ページおよび *Congressional Quarterly Almanac* 1964, p. 384 を参照。
- (30) ウェズベリー対サンダース事件判決については、畑、前掲書、一八五—一八八ページおよび *Congressional Quarterly Almanac* 1964, p. 385 を参照。
- (31) 376 U. S. 1, 2-17.
- (32) *Ibid.*, 494-509.
- (33) カークパトリック対プレイスラー事件判決については、渡辺、前掲書、一九三—一九五ページおよび *Congressional Quarterly Inc., Politics in America IV* (1971) p. 5 を参照。
- (34) 374 U. S. 526, 553.
- (35) *Congressional Districts in the 1990s*, p. 14.
- (36) *Ibid.*, p. 14.
- (37) ゲリマンダリングの簡潔な説明として、リチャード・G・ニイミ著、森脇俊雅訳「アメリカ合衆国議員定数再配分・選挙区再編成小史」、『法と政治』四二巻四号（一九九一年二月）、一一五—一二六ページを参照。より詳しくは、Bruce Cain, *The Reapportionment Puzzle* (University of California Press, 1984), pp. 147-178 を参照。なお、ゲリマンダリングをめぐる論議については別稿で詳細に論じる予定である。
- (38) マハン対ハウエル事件判決の概要については、大宮、前掲書、一九五—一九六ページおよび渡辺、前掲書、一九五—一九六ページを参照。

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

五五

- (39) ガフネー対カミングス事件判決の概要については、大宮、前掲書、一九七―一九八ページおよび渡辺、前掲書、一九七―一九八ページを参照。
- (40) 大宮、前掲書、一九七―二〇三ページの指摘を参照。
- (41) モービル対ポールデン事件判決の概要については、*Congressional Districts in the 1990s*, pp. 16-17を参照。
- (42) *Ibid.*, p. 17.
- (43) ソーンバーグ対ギングルス事件判決の概要については、*Congressional Districts in the 1990s*, p. 16-17を参照。
- (44) ガーザ対ロスアンゼルス郡事件判決の概要については、Butler and Cain, *ibid.*, pp. 166-167. を参照。
- (45) 選挙区再編成の基準については、Butler and Cain, *ibid.*, pp. 65-90. を参照。
- (46) 州知事の拒否権をくつがえすには三分の二の多数による再可決が通常要求されるが、過半数でよい州（アイダホ、テネシー、ウエストバージニア）、四分の三の多数が必要な州（イリノイ）あるいは知事に拒否権がない州（ノースカロライナ）などがある。
- (47) *CQ's Guide to 1990 Congressional Redistricting*, pp. 6-7.
- (48) Roger H. Davidson and Walter J. Oleszek, *Congress and Its Members*, 4th ed., (CQ Press, 1994), pp. 58-61の指摘を参照。
- (49) 一九八〇年代のカリフォルニア州の再編成の経過については、Congressional Quarterly Inc., *State Politics and Redistricting* (1982), pp. 145-146 を参照。なお、東尾正「アメリカ合衆国における選挙区再編成について」、『選挙時報』三八巻四号（一九八九年四月）一一二〇ページでも言及されている。
- (50) National Conference of State Legislators, *Redistricting Provisions: 50 State Profile* (October 1989), pp. 11-13.
- (51) カリフォルニア州連邦下院選挙区再編成の経過については、カリフォルニア州議会上院選挙区再編成小委員会スタッフのダーレン・チェシン (Darren Chessin) 氏より一九九一年九月五日および一九九二年二月二七日の二回にわたり聴

取した。

- (52) *CQ's Guide to 1990 Congressional Redistricting*, p. 150.
- (53) *Congressional Quarterly Inc., State Politics and Redistricting*, pp. 35-36 を参照。
- (54) *National Conference of State Legislators, ibid.*, pp. 65-66.
- (55) ニューヨーク州議会人口調査・議席配分実務作業委員会の構成とか活動については、同委員会事務局長ルイス・ホップ (Louis Hoppe) 氏より一九九一年九月九日に聴取した。
- (56) ニューヨーク州議会人口調査・議席配分実務作業委員会の副委員長で同州議会下院議員のデビッド・ガント (David Gantt) 氏より同州の連邦下院選挙区再編成の経過について一九九一年九月一三日および一九九二年二月二九日の二回にわたり聴取した。
- (57) *The New York Times* (March 27, 1992).
- (58) モンロー郡ならびにロチェスター市の政治情勢については、拙稿「アメリカ地方政党組織の現状について——ニューヨーク州郡党委員会の事例から——」、『法と政治』四〇巻三号(一九八九年九月)、二二二—二五四ページおよび同「小選挙区制と議員活動について——アメリカ連邦下院選挙の事例から——」、『法と政治』四一巻四号(一九九〇年十二月)、二七五—三一〇ページで言及している。
- (59) 郡選挙管理委員長は二名制で民主・共和両党がそれぞれ一名候補者を推薦し、郡議会の承認により任命される。
- (60) モンロー郡議会選挙区再編成の経過については、同郡選挙管理委員長(民主党)のベッツィ・レリン (Betsy Relin) 氏より一九九一年九月一九日および同郡選挙管理委員長(共和党)のロナルド・スタークウェザー (Ronald Starkweather) 氏より一九九二年三月二日に聴取した。
- (61) ロチェスター市議会の選挙区再編成の経過については、同議会首席補佐官ウィリアム・サリバン (William Sullivan) 氏より一九九一年九月一七日に聴取した。
- (62) 第三者機関による選挙区再編成を比較的円滑に実施している代表的な例がイギリスである。イギリスの選挙区再編成

アメリカの議員定数再配分・選挙区再編成

五七

については、拙稿「イギリスの議員定数再配分・選挙区再編成——選挙区画委員会を中心に——」、『法と政治』四四卷三・四号（一九九三年一二月）、一一四〇ページを参照。

(63) たとえばニューヨーク州議会下院議員で同州議会人口調査・議席配分実務作業委員会副委員長のデビッド・ガント氏は黒人議員としてマイノリティの代表権確保をめざして活動しているが、アットラージ制には反対の立場をとっている。一九九一年九月一三日のインタビュー。

〔追記〕 本稿の基礎となった調査研究の実施に対しては財団法人松下国際財団より研究助成が与えられた。